

第10次川根本町高齢者保健福祉計画  
第9期川根本町介護保険事業計画  
(令和6年度～8年度)

令和6年3月  
川根本町



## はじめに

我が国では、来るべき少子高齢社会の到来を見据え、介護が必要な高齢者の生活の支えとして平成12年に介護保険制度が開始されました。この間、少子高齢化が急速に進み、全国の総人口は減少傾向にある中、高齢者人口は増加し続けています。

このような中で、当町においては、既に生産年齢人口だけではなく高齢者人口も減少しています。一方、高齢化率は年々上昇しており、令和3年度には高齢化率は50%を超え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には57.2%に達すると推計されています。高齢者のみの世帯や高齢者単独世帯が増加することで、介護に対する新たなニーズが増えることが見込まれるとともに、増え続ける介護給付費の負担の増加や地域を支える人材の不足等が重要な課題となっています。



当町においては「元気な高齢者が多いまち」を基本理念に高齢者が住み慣れた地域で自らの健康を守り、自分らしい生活を送ることができる住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進することで、各種高齢者福祉施策を展開してきました。

このたび策定した、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第10次川根本町高齢者保健福祉計画・第9期川根本町介護保険事業計画」においても、これまでの基本理念を踏襲し、地域とともに創っていく地域共生社会の実現の根幹となる地域包括ケアシステムの充実に引き続き全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、様々な視点からご審議いただきました川根本町保健、福祉サービス推進協議会の皆さまをはじめ、各種調査にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

川根本町長 藺 田 靖 邦



# 目次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の性格 .....	1
3. 計画の期間 .....	2
4. 日常生活圏域について .....	2
5. 計画の策定方法 .....	3
6. 第9期計画のポイント .....	4
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b> .....	<b>6</b>
1. 高齢者の状況 .....	6
2. 要介護認定者の状況 .....	9
3. アンケート調査にみる高齢者の状況 .....	10
4. 第8期介護保険事業計画の検証 .....	17
5. 将来推計 .....	21
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>23</b>
1. 計画の基本理念 .....	23
2. 重点施策 .....	24
<b>第4章 高齢者保健福祉の推進</b> .....	<b>25</b>
1. こころとからだの健康づくりの充実 .....	25
2. 社会参加を通じた生きがいづくりの充実 .....	39
3. 福祉に関する基盤整備 .....	42
4. 安心して暮らすことができる環境の整備 .....	48
5. 介護保険サービスの充実 .....	50
<b>第5章 介護保険事業費の算出</b> .....	<b>60</b>
1. 第9期介護保険事業計画の見込み .....	60
2. 介護保険事業費の算定 .....	64
3. 介護給付費の適正化 .....	72
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>79</b>
1. 総合的な計画の推進体制 .....	79
2. 計画の評価・検証 .....	79
3. 重度化防止に向けた取組 .....	80
4. 高齢者福祉施設の整備 .....	82
<b>資料編</b> .....	<b>82</b>
1. 計画策定の経過 .....	84
2. 委員名簿 .....	85
3. 用語解説 .....	86



# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化、人口減少は全国的に大きな問題となっており、当町も例外ではありません。全国的には、高齢者の増加が進行していますが、当町においては、既に生産年齢人口だけでなく、高齢者人口も減少しています。一方で、高齢化率は年々上昇しており、令和3年度には高齢化率は50%を超え、今後は、ますます高齢者の支え手である生産年齢人口に対して、支援が必要な高齢者の割合が増加していくことが予測されます。

このような中で高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進や介護予防事業に重点的に取り組み、元気な高齢者を増やす施策を推進してきました。今後も高齢化率の進行や支え手の減少を見据え、これまで取り組んできた高齢者福祉施策をより一層推進していくことが重要です。

この度、令和3年3月に策定した「第9次川根本町高齢者保健福祉計画・第8期川根本町介護保険事業計画」が令和5年度末で計画期間の終了を迎えるにあたり、住民ニーズや社会状況の変化に対応するために「第10次川根本町高齢者保健福祉計画・第9期川根本町介護保険事業計画」を策定します。

## 2. 計画の性格

### (1) 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく計画です。当該市町村で確保すべき高齢者福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他高齢者福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。また、介護保険事業計画は介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。介護保険法（平成9年法律第123号）第117条では、介護保険の保険者として位置づけられている市町村に対して、3年を1期とする介護保険事業計画の策定が義務づけられています。

### (2) 関連計画との整合性

本計画は「川根本町総合計画」を最上位計画、「川根本町地域福祉計画」を上位計画とし、関連計画である「川根本町保健計画」「川根本町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等との整合性を図りながら推進します。また、静岡県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画である「ふじのくに長寿社会安心プラン（介護保険事業支援計画）」とも整合を図ります。

### 3. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

本計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）までの長期的な視野に立つとともに、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画	→					
令和22年度（団塊ジュニア世代が65歳以上）を見据えた長期的な視点 →						
第11次高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画			見直し	→		

### 4. 日常生活圏域について

日常生活圏域の設定については、地理的条件に加え、人口、交通事情、その他の社会的条件、既存資源としてのサービス提供施設や今後の整備予定、地域包括支援センター・在宅介護支援センター等の状況を総合的に勘案する必要があります。

第9期計画では、第8期計画における日常生活圏域の考え方を踏襲し、サービス利用者の利便性等を考慮し、町内全域を1つの日常生活圏域として設定します。また、高齢者福祉課内に地域包括支援センターを設置しています。



## 5. 計画の策定方法

### (1) アンケート調査の実施

本町では、町民の声を計画に反映させ、計画の円滑な推進、運営に活かせるよう令和4年度に実施しました。

#### ● 回収状況

【高齢者一般・要支援認定者・総合事業対象者調査】

区分	発送数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般	773通	538通	69.6%
要支援認定者	76通	49通	64.5%
総合事業対象者	201通	162通	80.6%
合計	1,050通	801通	76.3%

※認定区分不明が52票あったため内訳と合計が一致しません

【要介護認定者調査】

区分	発送数	有効回収数	有効回収率
要介護認定者	350通	214通	61.1%

#### ● 調査の期間

令和5年2月から令和5年3月3日

### (2) 会議等の実施

計画の策定にあたっては、被保険者や事業者等の意見が反映されるよう、川根本町保健、福祉サービス推進協議会高齢者福祉・介護保険事業部会を開催しました。

また、令和6年2月2日（金）から2月22日（木）にパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を募集しました。

## 6. 第9期計画のポイント

平成12年の介護保険制度の開始以降、介護保険法は定期的に改正が行われており、その都度、時代のニーズに応じた介護保険制度へと変化を遂げています。令和5年にも改正が行われ、次のような内容に取り組むこととしています。

### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ◇ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ◇ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ◇ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

- ◇ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ◇ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ◇ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### ① 地域共生社会の実現

- ◇ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ◇ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ◇ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

### ③ 保険者機能の強化

- ◇ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

## (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ◇ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ◇ 都道府県主導のもとで生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ◇ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1. 高齢者の状況

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の状況

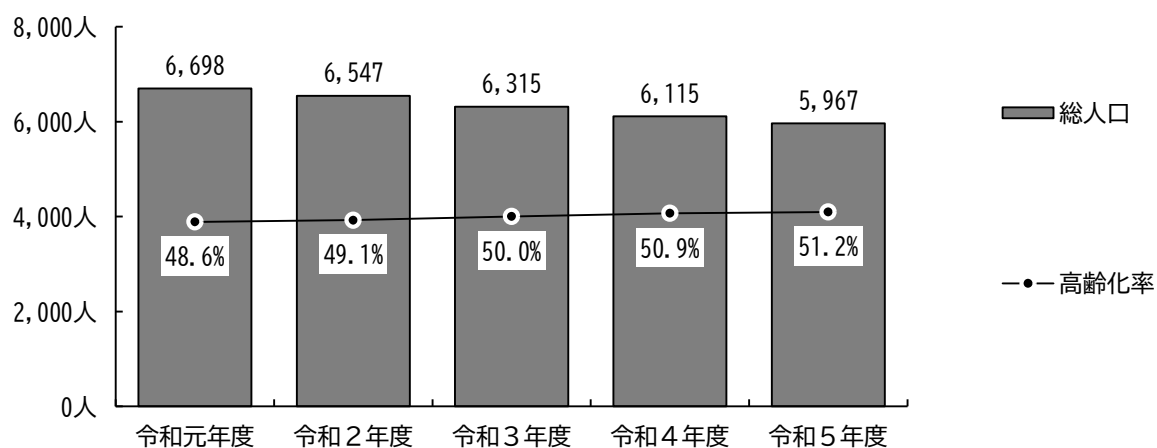
住民基本台帳によると、川根本町の総人口は、減少傾向にあり、令和5年度では5,967人となっています。一方、総人口に占める65歳以上の割合は増加傾向にあり、令和5年度では51.2%となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移（上段：人、下段：%）】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総人口	6,698	6,547	6,315	6,115	5,967
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳 年少人口	406	402	386	363	351
	6.1	6.1	6.1	5.9	5.9
15～64歳 生産年齢人口	3,035	2,933	2,770	2,642	2,559
	45.3	44.8	43.9	43.2	42.9
65歳以上 老年人口	3,257	3,212	3,159	3,110	3,057
	48.6	49.1	50.0	50.9	51.2
75歳以上 (再掲)	2,052	2,017	1,904	1,880	1,897
	30.6	30.8	30.2	30.7	31.8

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【総人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 高齢者のいる世帯の状況

65歳以上高齢者のいる世帯の割合は、令和2年度以降、7割以上となっており、4世帯に3世帯は65歳以上の高齢者がいる世帯です。

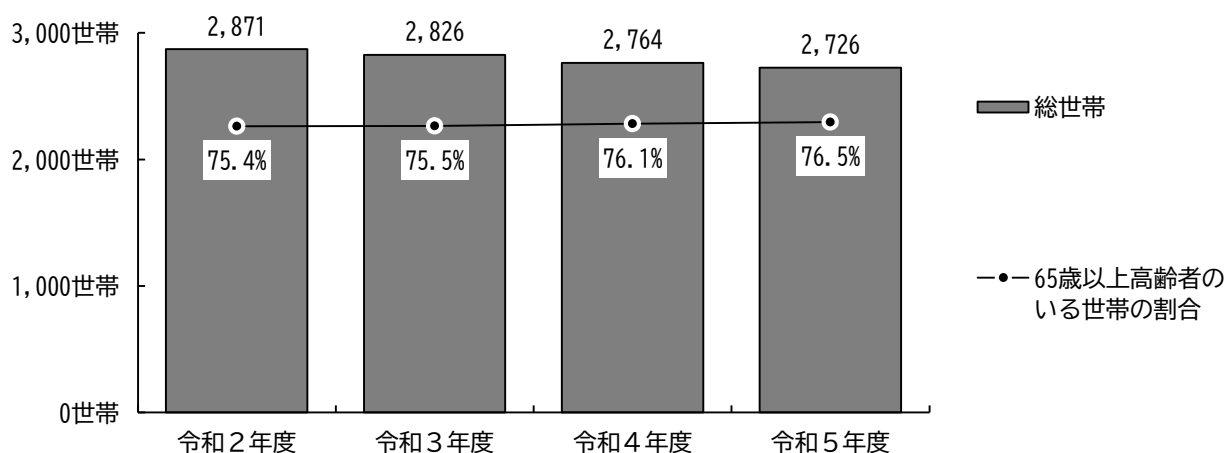
また、65歳以上高齢者のいる世帯のうち、一人暮らし世帯の割合が増加傾向にあり、令和5年度には34.6%となっています。

【総世帯と高齢者のいる世帯の推移（上段：世帯、下段：%）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総世帯	2,871	2,826	2,764	2,726
	100.0	100.0	100.0	100.0
65歳以上高齢者のいる世帯	2,166	2,133	2,103	2,086
	75.4	75.5	76.1	76.5
子ども等との同居世帯	948	907	873	847
	43.8	42.5	41.5	40.6
一人暮らし世帯	700	696	702	722
	32.3	32.6	33.4	34.6
夫婦のみの世帯	435	434	434	419
	20.1	20.3	20.6	20.1
その他高齢者のみの世帯	83	96	94	98
	3.8	4.5	4.5	4.7

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

【総世帯数と高齢者のいる世帯割合の推移】



資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

### (3) 高齢者の疾病の状況

高齢者の疾病状況は、「循環器系の疾患」、「眼及び付属器の疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」、「消化器系の疾患」、「尿路性器系の疾患」の順に高く、いずれも65歳以上が9割を超えています。

#### 【高齢者の疾病の状況】

		合計 (件)	65歳 以上 件数 (件)	65歳 以上 割合 (%)
1	感染症及び寄生虫症	420	344	81.9
2	新生物<腫瘍>	839	741	88.3
3	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	60	49	81.7
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	5,134	4,491	87.5
5	精神及び行動の障害	570	170	29.8
6	神経系の疾患	1,408	1,155	82.0
7	眼及び付属器の疾患	3,541	3,255	91.9
8	耳及び乳様突起の疾患	189	162	85.7
9	循環器系の疾患	8,867	8,437	95.2
10	呼吸器系の疾患	1,240	931	75.1
11	消化器系の疾患	2,745	2,511	91.5
12	皮膚及び皮下組織の疾患	909	621	68.3
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	3,622	3,329	91.9
14	尿路性器系の疾患	1,283	1,173	91.4
15	妊娠、分娩及び産じょく	6	0	0.0
16	周産期に発生した病態	1	0	0.0
17	先天奇形、変形及び染色体異常	13	7	53.8
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	395	349	88.4
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	541	467	86.3
合計		31,783	28,192	88.7

資料：茶っとシステム 特定疾病別医療費（令和4年度分）

## 2. 要介護認定者の状況

### (1) 要介護認定者の状況

要介護認定者はやや増加傾向にあり、令和5年度（7月月報）では679人となっています。

【要介護認定者数（第2号被保険者含む）の推移（単位：人）】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認定者計	610	624	632	663	679
要支援1	45	74	63	42	37
要支援2	45	34	40	48	40
要介護1	121	117	138	149	149
要介護2	133	112	133	134	147
要介護3	101	127	116	136	142
要介護4	88	93	90	95	112
要介護5	77	67	52	59	52

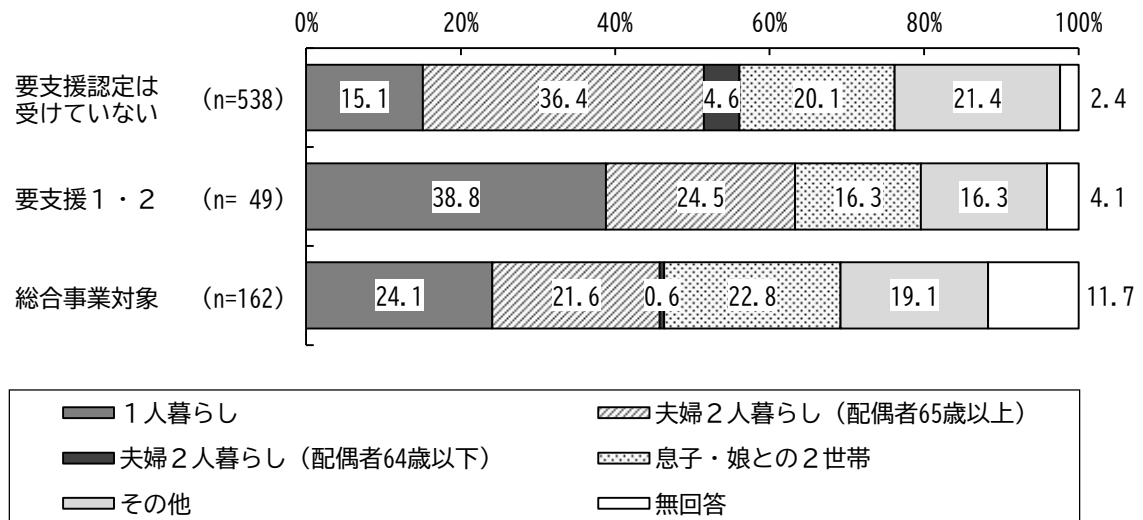
資料：見える化システム

### 3. アンケート調査にみる高齢者の状況

#### (1) 高齢者一般・要支援認定者・総合事業対象者調査結果

##### ① 家族構成

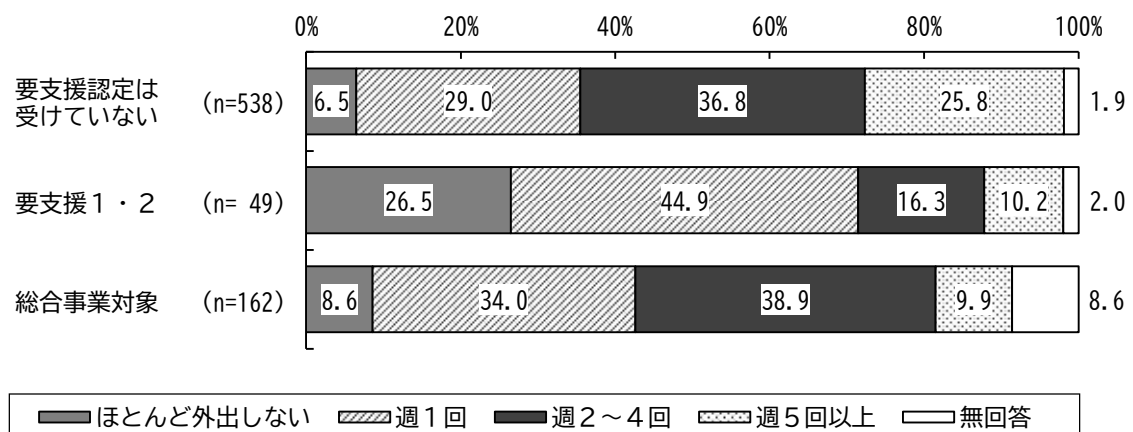
(問) 家族構成をお教えてください。(1つを選択)



“要支援認定は受けていない”では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」、 “要支援1・2”と“総合事業対象者”では「1人暮らし」が最も多くなっています。要支援認定者や総合事業対象者といった支援が必要な高齢者で、「1人暮らし」が多い傾向にあります。

##### ② 1週間の外出頻度

(問) 週に1回以上は外出していますか。(1つを選択)

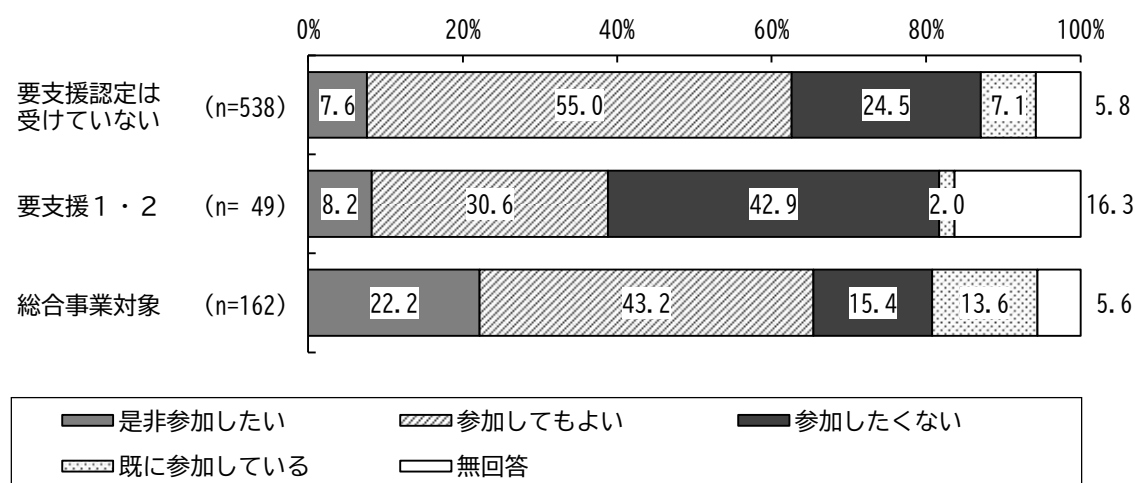


“総合事業対象者”では「週2～4回」の割合が最も高く38.9%ですが、“要支援1・2”では、それが半分以下となり、「週1回」が最も多くなっています。一方、“要支援認定は受けていない”では「週5回以上」が25.8%と“総合事業対象者”、“要支援1・2”の2.5倍です。要支援認定を受けた高齢者において外出頻度が低下する傾向がみられるため、外出支援を含めた介護予防施策を展開することが必要です。



### ③ 地域づくりの参加者としての参加意欲

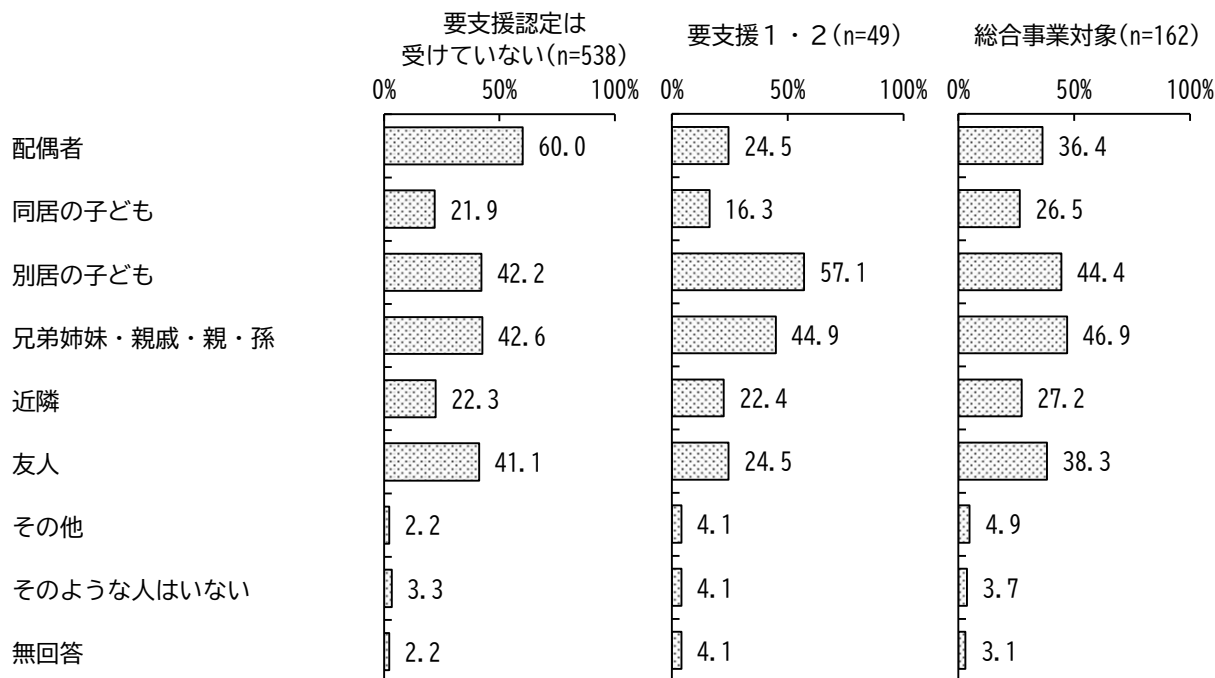
(問) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(1つを選択)



「参加してもよい」と回答した人が、「要支援認定は受けていない」では55.0%ですが、「総合事業対象者」、「要支援1・2」と徐々にその割合が減少しています。要支援認定を受けた高齢者において参加意向が低い傾向が見られます。

### ④ 心配事や愚痴を聞いてくれる人

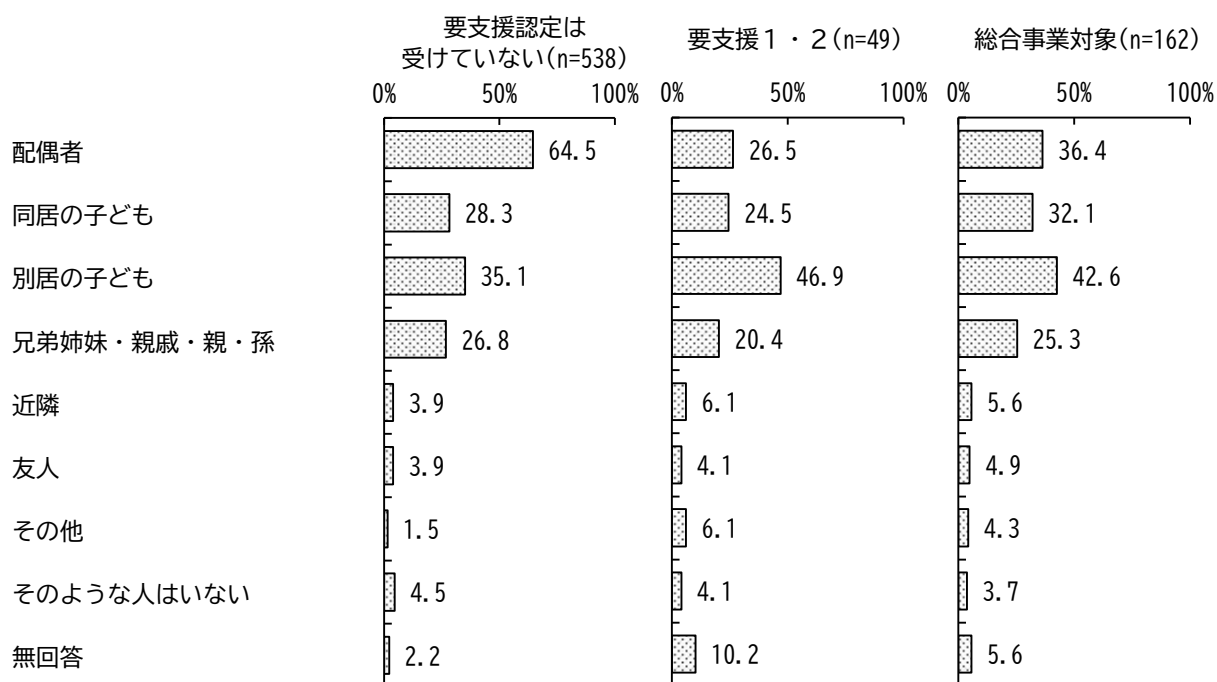
(問) あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人。(いくつでも)



「配偶者」や「友人」は「要支援認定は受けていない」が最も高く、「総合事業対象者」、「要支援1・2」の順に低くなっています。一方「別居の子ども」の割合は「要支援1・2」が最も高く、「総合事業対象者」、「要支援認定は受けていない」の順に低くなっています。要支援認定を受けた高齢者や総合事業対象者において一人暮らしが多いこともあり、同居している心配事や愚痴を聞いてくれる人が減少する傾向にあります。

## ⑤ 病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人

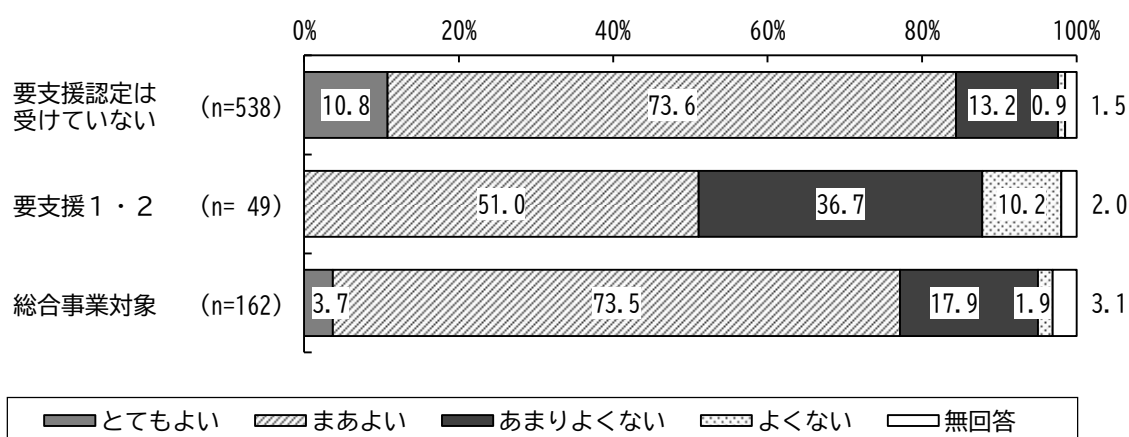
(問) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人。(いくつでも)



“要支援認定は受けていない”では「配偶者」が最も高く、“総合事業対象者”、“要支援1・2”の順に低くなっています。一方、その分“要支援1・2”は「別居の子ども」が最も多くなっています。心配事や愚痴を聞いてくれる人と同様に、要支援認定を受けた高齢者や総合事業対象者において、同居している病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人が減少する傾向にあります。

## ⑥ 現在の健康状態

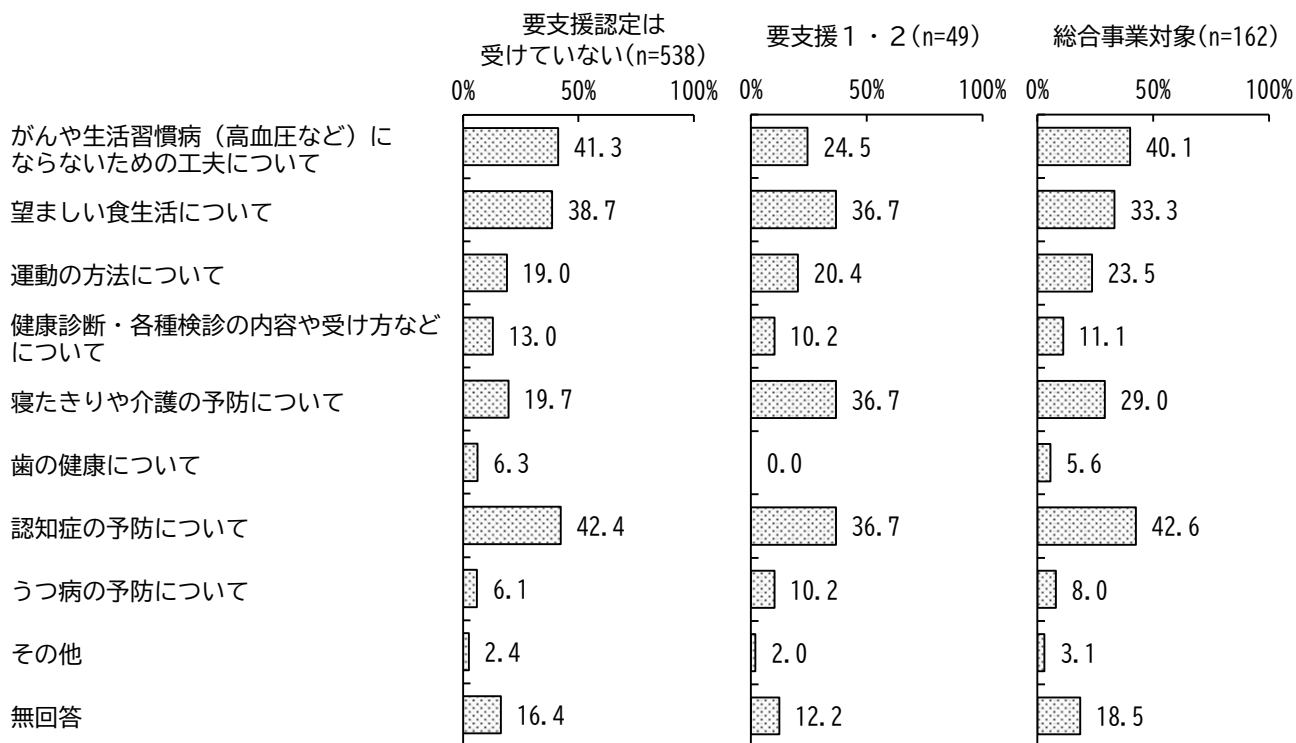
(問) 現在のあなたの健康状態はいかがですか。(1つを選択)



“要支援認定は受けていない”では「まあよい」、「要支援1・2」では「まあよい」、「総合事業対象者」では「まあよい」が最も多くなっています。要支援認定を受けた高齢者や総合事業対象者において、健康状態がよくないと答える傾向となっています。

## ⑦ 健康について知りたいこと

(問) 健康についてどのようなことが知りたいですか。(3つまで)

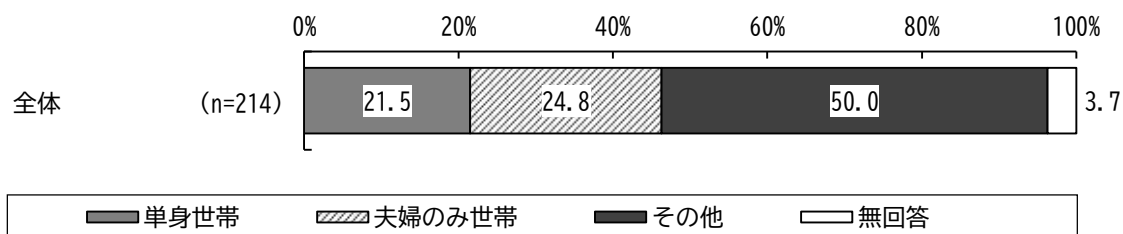


“要支援認定は受けていない”では「認知症の予防について」、 “要支援1・2”では「望ましい食生活について」と「寝たきりや介護の予防について」と「認知症の予防について」、 “総合事業対象者”では「認知症の予防について」が最も多くなっています。要支援認定の有無等にかかわらず「認知症の予防」についてのニーズが高いことがわかります。

## (2) 要介護認定者調査結果

### ① 世帯類型

(問) 世帯類型について、ご回答ください。(1つを選択)

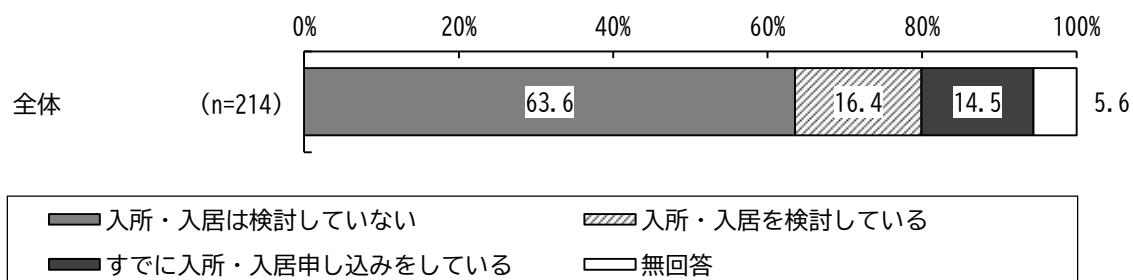


「単身世帯」が21.5%、「夫婦のみ世帯」が24.8%、「その他」が50.0%となっています。要介護認定を受けている支援が必要な高齢者においても約2割が単身世帯であることがわかります。

### ② 施設等の入所・入居検討状況

(問) 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。

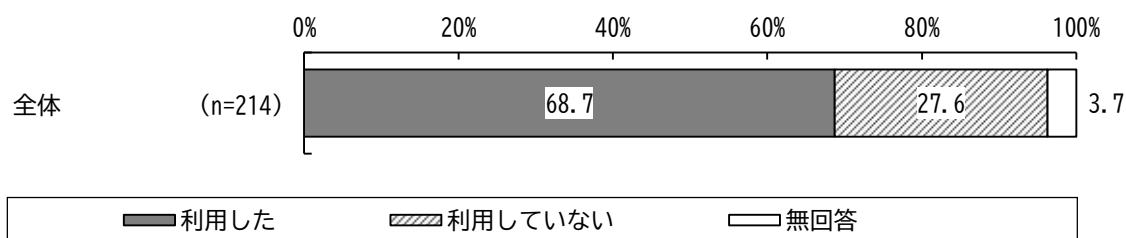
(1つを選択)



「入所・入居は検討していない」が63.6%、「入所・入居を検討している」が16.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が14.5%となっています。「入所・入居は検討していない」が6割を超えており、多くが在宅での介護を今後も検討していることがわかります。

### ③ 介護サービスの利用有無

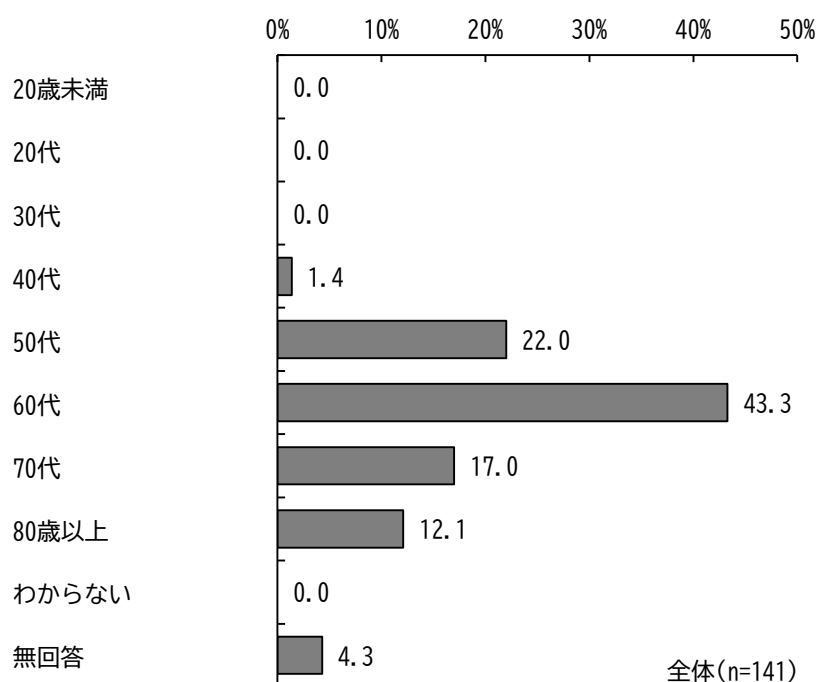
(問) 令和4年12月の1か月の間に、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用しましたか。(1つを選択)



「利用した」が68.7%、「利用していない」が27.6%となっています。静岡県全体の平均は「利用した」が65.5%、「利用していない」が31.9%となっており、「利用した」は県平均より3.2ポイント高くなっています。

### ④ 主な介護者の年齢

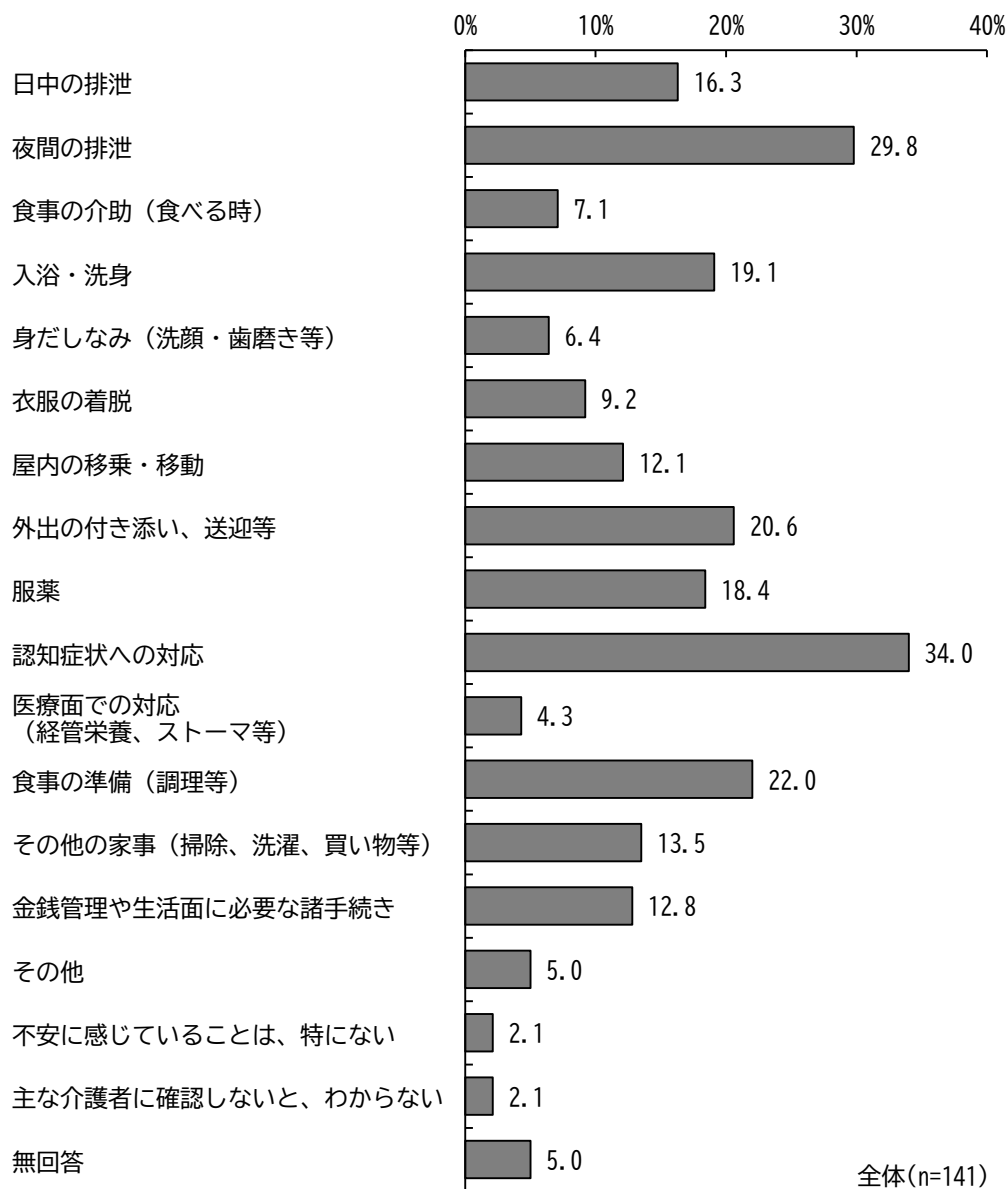
(問) 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。(1つを選択)



「60代」が43.3%と最も多く、次いで「50代」が22.0%、「70代」が17.0%などとなっています。60代以上の介護者が約7割となっており、高齢者が高齢者を介護する老々介護の割合が高いことがわかります。

## ⑤ 主な介護者が不安に感じる介護等

(問) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。（3つまで選択可）



「認知症状への対応」が34.0%と最も多く、次いで「夜間の排泄」が29.8%、「食事の準備（調理等）」が22.0%などとなっています。高齢者一般・要支援認定者・総合事業対象者調査結果でも健康について知りたいことにおいて「認知症の予防」が最も多く、要介護認定者を介護する介護者においても「認知症状への対応」に不安を感じる割合が最も多くなっており、認知症予防や認知症への対応への支援が求められていることがわかります。

## 4. 第8期介護保険事業計画の検証

### (1) 居宅サービス

【介護予防居宅サービス（円／年）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
介護予防訪問看護	計画値	3,203,000	3,205,000	3,205,000
	実績値	1,770,336	1,396,271	1,405,872
	実績／計画	55.3	43.6	43.9
介護予防訪問 リハビリテーション	計画値	1,528,000	1,572,000	1,598,000
	実績値	2,282,278	3,604,326	13,888,248
	実績／計画	149.4	229.3	869.1
介護予防 居宅療養管理指導	計画値	654,000	654,000	654,000
	実績値	626,496	340,948	703,200
	実績／計画	95.8	52.1	107.5
介護予防通所 リハビリテーション	計画値	1,481,000	1,482,000	1,482,000
	実績値	511,716	0	0
	実績／計画	34.6	0.0	0.0
介護予防 短期入所生活介護	計画値	632,000	632,000	632,000
	実績値	379,873	453,229	664,320
	実績／計画	60.1	71.7	105.1
介護予防短期入所療養介護 （老健）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
介護予防短期入所療養介護 （病院等）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
介護予防福祉用具貸与	計画値	4,384,000	4,247,000	4,100,000
	実績値	4,811,862	4,478,618	4,482,264
	実績／計画	109.8	105.5	109.3
特定介護予防 福祉用具購入費	計画値	385,000	385,000	385,000
	実績値	467,032	342,208	0
	実績／計画	121.3	88.9	0.0
介護予防住宅改修	計画値	3,233,000	3,233,000	3,233,000
	実績値	676,404	756,576	0
	実績／計画	20.9	23.4	0.0
介護予防 特定施設入居者生活介護	計画値	3,252,000	3,253,000	3,253,000
	実績値	2,060,201	2,446,986	4,628,256
	実績／計画	63.4	75.2	142.3
介護予防支援	計画値	3,982,000	3,874,000	3,763,000
	実績値	3,642,680	3,347,160	4,627,476
	実績／計画	91.5	86.4	123.0

※令和5年度は実績見込・計画値が0の場合は「-」で示している（以下同様）

【居宅サービス（円／年）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	計画値	33,083,000	32,456,000	29,625,000
	実績値	42,209,097	42,025,439	45,755,918
	実績／計画	127.6	129.5	154.5
訪問入浴介護	計画値	21,958,000	20,922,000	20,094,000
	実績値	21,256,712	17,023,843	18,852,636
	実績／計画	96.8	81.4	93.8
訪問看護	計画値	13,199,000	12,541,000	12,362,000
	実績値	13,737,369	14,028,912	20,300,480
	実績／計画	104.1	111.9	164.2
訪問 リハビリテーション	計画値	9,711,000	8,630,000	8,202,000
	実績値	11,827,971	19,588,902	29,281,770
	実績／計画	121.8	227.0	357.0
居宅療養管理指導	計画値	4,275,000	4,159,000	4,040,000
	実績値	3,768,875	3,281,476	2,767,500
	実績／計画	88.2	78.9	68.5
通所介護	計画値	152,519,000	150,416,000	147,497,000
	実績値	135,229,274	128,536,820	123,277,446
	実績／計画	88.7	85.5	83.6
通所 リハビリテーション	計画値	2,215,000	2,216,000	2,216,000
	実績値	3,147,140	4,988,875	3,754,976
	実績／計画	142.1	225.1	169.4
短期入所生活介護	計画値	64,765,000	63,842,000	59,540,000
	実績値	56,000,527	55,785,955	78,255,232
	実績／計画	86.5	87.4	131.4
短期入所療養介護 （老健）	計画値	0	0	0
	実績値	189,533	22,860	0
	実績／計画	-	-	-
短期入所療養介護 （病院等）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
短期入所療養介護 （介護医療院）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
福祉用具貸与	計画値	32,369,000	32,189,000	32,189,000
	実績値	36,458,804	43,439,490	48,648,768
	実績／計画	112.6	135.0	151.1
特定福祉用具購入費	計画値	1,500,000	1,500,000	1,500,000
	実績値	1,135,459	1,038,904	901,620
	実績／計画	75.7	69.3	60.1
住宅改修	計画値	2,595,000	2,595,000	2,595,000
	実績値	2,019,354	2,500,570	2,924,640
	実績／計画	77.8	96.4	112.7
特定施設入居者 生活介護	計画値	35,059,000	35,078,000	35,078,000
	実績値	25,566,442	26,176,495	31,867,164
	実績／計画	72.9	74.6	90.8
居宅介護支援	計画値	43,131,000	42,647,000	42,140,000
	実績値	45,182,576	49,093,099	54,624,072
	実績／計画	104.8	115.1	129.6



## (2) 施設サービス

### 【施設サービス（円／年）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	計画値	378,386,000	378,596,000	378,596,000
	実績値	348,706,106	359,871,793	344,916,804
	実績／計画	92.2	95.1	91.1
介護老人保健施設	計画値	130,377,000	130,449,000	130,449,000
	実績値	120,355,901	136,163,761	234,622,896
	実績／計画	92.3	104.4	179.9
介護医療院	計画値	19,816,000	19,827,000	19,827,000
	実績値	9,610,567	11,869,495	4,330,476
	実績／計画	48.5	59.9	21.8
介護療養型医療施設	計画値	0	0	0
	実績値	77,027	0	0
	実績／計画	-	-	-

### (3) 地域密着型サービス

【地域密着型介護予防サービス（円／年）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防 認知症対応型通所介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
介護予防 小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
介護予防 認知症対応型共同生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-

【地域密着型介護サービス（円／年）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
地域密着型通所介護	計画値	26,163,000	24,796,000	21,995,000
	実績値	31,817,156	31,530,974	53,575,778
	実績／計画	121.6	127.2	243.6
認知症対応型通所介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	計画値	117,697,000	113,484,000	109,133,000
	実績値	108,692,283	109,371,304	102,468,456
	実績／計画	92.3	96.4	93.9
認知症対応型共同生活介護	計画値	53,406,000	68,312,000	81,120,000
	実績値	52,870,279	53,527,079	51,328,800
	実績／計画	99.0	78.4	63.3
地域密着型 特定施設入居者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	実績／計画	-	-	-

## 5. 将来推計

### (1) 高齢者数・被保険者数の推計

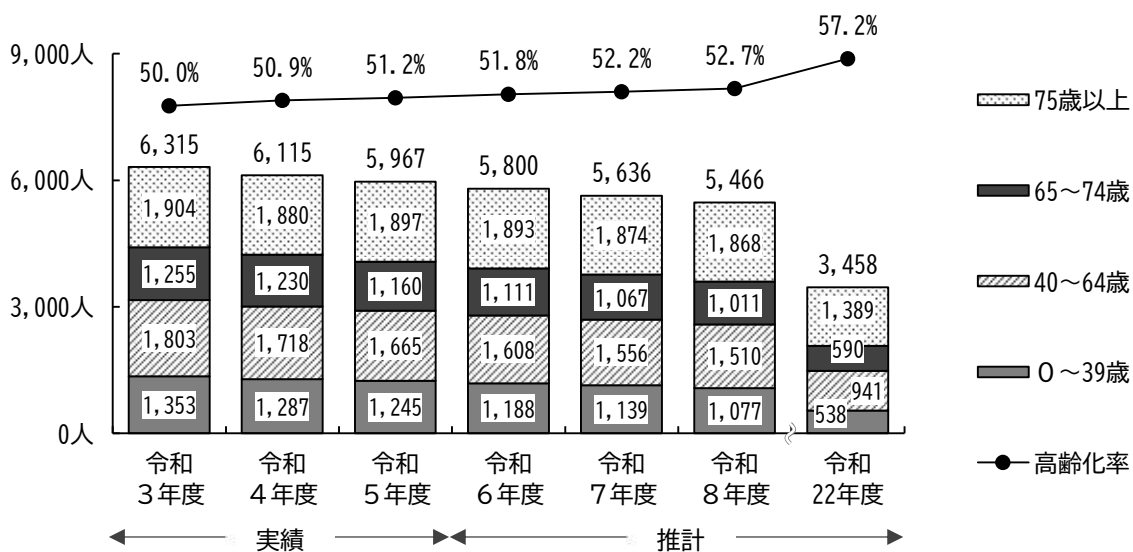
本計画期間の最終年度である令和8年度の総人口は5,466人で、総人口の52.7%にあたる2,879人が65歳以上の高齢者と推計されます。また、第2号被保険者(40～64歳)は1,510人と推計されます。

【年齢区分別人口の推計(上段:人、下段:%)】

	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口	6,315	6,115	5,967	5,800	5,636	5,466	3,458
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～39歳	1,353	1,287	1,245	1,188	1,139	1,077	538
	21.4	21.0	20.9	20.5	20.2	19.7	15.6
40～64歳 第2号被保険者	1,803	1,718	1,665	1,608	1,556	1,510	941
	28.6	28.1	27.9	27.7	27.6	27.6	27.2
65歳以上 第1号被保険者	3,159	3,110	3,057	3,004	2,941	2,879	1,979
	50.0	50.9	51.2	51.8	52.2	52.7	57.2
65～74歳 前期高齢者	1,255	1,230	1,160	1,111	1,067	1,011	590
	39.7	39.5	37.9	37.0	36.3	35.1	29.8
75歳以上 後期高齢者	1,904	1,880	1,897	1,893	1,874	1,868	1,389
	60.3	60.5	62.1	63.0	63.7	64.9	70.2

※コーホート変化率法による推計(資料:住民基本台帳)

【年齢区分別人口の推計】



※コーホート変化率法による推計(資料:住民基本台帳)

## (2) 要支援・要介護認定者の推計

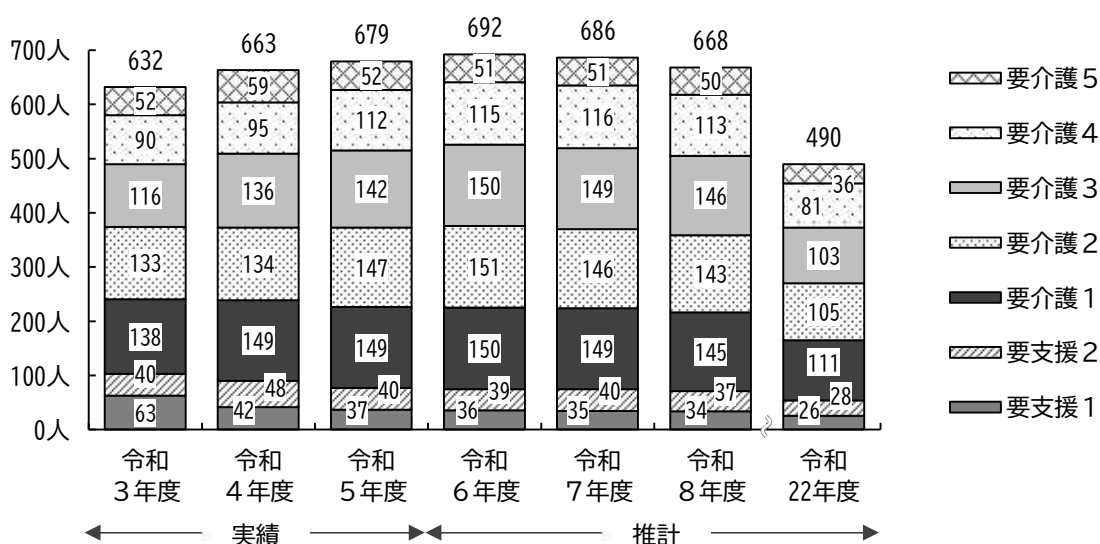
本計画期間の最終年度である令和8年度の要支援・要介護認定者数は668人と推計されます。なお、実績値から推計する介護度別の認定者数は、要介護3が最も多く146人、次いで要介護1が145人、要介護2が143人と推計されます。

【要支援・要介護認定者数（第2号被保険者含む）の推計（単位：人）】

	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認定者計	632	663	679	692	686	668	490
要支援1	63	42	37	36	35	34	26
要支援2	40	48	40	39	40	37	28
要介護1	138	149	149	150	149	145	111
要介護2	133	134	147	151	146	143	105
要介護3	116	136	142	150	149	146	103
要介護4	90	95	112	115	116	113	81
要介護5	52	59	52	51	51	50	36

資料：見える化システム

【要支援・要介護認定者数（第2号被保険者含む）の推計】



資料：見える化システム

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現の根幹となる地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要です。

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で自らの健康を守り、自分らしい生活を送ることができる住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図るため、「元気な高齢者が多いまち」を基本理念として、高齢者福祉施策を推進してきました。今後も引き続き、地域包括ケアシステムを推進・深化させていくことが重要です。

以上のような考えから、本計画においても前回計画の基本理念を踏襲し、計画を推進していきます。

元気な高齢者が多いまち

## 2. 重点施策

計画の基本理念を実現するために、以下の5点を重点施策として推進していきます。

### (1) 公平かつニーズに合ったサービスの提供

現在実施している保健・福祉・介護に関する様々なサービスの内容を、住民や事業者等の様々な意見を踏まえ、充実させていくことで、公平かつニーズに合ったサービスを提供していきます。

### (2) 自立支援と介護予防の推進

介護保険本来の目的である自立支援を一人ひとりが目指すとともに、介護状態になることを予防する介護予防を充実させることで、元気な高齢者の増加や健康寿命の延伸を図り、住み慣れた地域で自分らしい生きがいのある生活が継続できるようにしていきます。

### (3) 地域包括ケアシステムの深化

地域包括支援センターを中心に、保健、医療、福祉の関係者及び関係機関が協働することで、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化させます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた施策の展開

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現するために、地域共生社会の根幹となる地域包括ケアシステムを深化させます。また、介護保険や保健、福祉サービスの提供だけではなく、地域包括支援センター・社会福祉協議会・関係団体等と連携し、家族や地域、そして高齢者自身も互いに協力し、一体となって地域を支える仕組みを実現するための施策を展開していきます。

### (5) 医療と介護の連携の充実

高齢者が疾病を抱えても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療・介護の関係機関が連携・協働することで、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう体制を整備していきます。

## 第4章 高齢者保健福祉の推進

### 1. こころとからだの健康づくりの充実

#### (1) 健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくために、また、要介護状態にならないためにも、健康寿命の延伸を図ることが重要です。そのためには、日々の健康づくりに自身で意識して取り組んでいけるような環境づくりが大切です。また、高齢者は疾病にかかりやすく、改善・回復・治療に時間を要する傾向にあるため、疾病に対する早期発見・早期治療が可能な体制を整備していくことも重要です。

自ら健康づくりに積極的に取り組み、心身の健康を保つことができるような様々な支援を展開するとともに、疾病の早期発見・早期治療が可能な体制の整備を図ります。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 健診委託機関に要受診状況の報告を求め、受診状況の把握に努めます。
- ◇ 健康診査、各種検診の受診促進と受診後の教育・指導の充実を図り、疾病予防や早期発見・早期治療による重症化予防に努めます。
- ◇ 健康相談、健康教育を通じて生活習慣病予防や健康上の不安解消に努め、健康づくり、保持増進の支援として、町B&G海洋センターや社会体育部門と連携した仕組みを検討します。
- ◇ 健康相談、健康教育の実施に関する周知方法について、かわねフォンやSNSの活用を検討します。
- ◇ 町B&G海洋センターをはじめとする多様な機関との連携協働を通じて、運動による健康づくりの促進に努めます。
- ◇ 日々の生活の中で気軽に運動ができる環境や仕組みを構築します。
- ◇ かわねフォンや町公式LINEを活用するとともに、住民ニーズに沿った健康に関するコンテンツを充実させ、PRを図ります。
- ◇ 地域の健康づくり活動の担い手を育成し、地域における健康づくり組織活動を促進するとともに、活動状況をPRする機会を提供します。
- ◇ 学校保健委員会や商工会等と連携して、健康づくりに関する知識・技術を提供し、早期からの運動、栄養指導を展開していきます。
- ◇ 研修だけではなく、健康づくりに関する様々な資料等を配布・配信することを通じた情報提供を行います。
- ◇ 健康診査後には結果説明会を行い、健康度評価(ヘルスアセスメント)、個別指導を実施し、個人のニーズに合った計画的、総合的な保健サービスの提供に努めるとともに、電算システムを活用した情報共有環境を整備していきます。

- ◇ 町民の健康増進のためのイベントを効果的に開催し、運動普及や健康づくり意識の高揚を図ります。
- ◇ 生活習慣病予防に関する効果的な情報発信や事業の充実を図ります。
- ◇ KDBシステム（国保データベースシステム）を活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、実施方法を工夫、検討します。
- ◇ 健診状況の確認があった場合、必要に応じて速やかに情報提供・情報共有を行います。
- ◇ インフルエンザワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に対し公費助成を図り、接種希望者が接種しやすい環境を整備し、疾病の重症化を予防します。

### ① 老人福祉センター

地域の高齢者に対し、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための会場などを提供するための施設です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	802	909	1,000	1,200	1,200	1,200

### ② 創造と生きがいの湯

高齢者の生きがいと健康づくりの拠点の場として、地域の町民相互の交流促進と心身の健康増進、介護予防及び生きがい活動を支援するための施設です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入浴施設利用者数（人／年）	3,935	5,697	7,000	7,000	7,000	7,000
多目的室利用者数（人／年）	765	789	700	800	800	800

### ③ 養護老人ホーム

生活環境や経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに措置します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数（人／年）	1	1	1	2	2	2



## (2) 介護予防施策の推進

介護予防は高齢者が自分らしい暮らしを実現し、本計画の基本理念である「元気な高齢者が多いまち」を実現するために必要不可欠であるだけでなく、持続可能な介護保険制度にも寄与するため、高齢者が要介護状態にならないように支援を展開することが重要です。

地域包括支援センターを中心に、要介護状態とならないような様々なサービスを充実していきます。

### ● 施策の方向性

- ◇ 介護保険サービスの予防給付、地域支援事業の介護予防施策を展開していきます。
- ◇ 事業対象者に対するアセスメント、プラン作成のスキル向上のため、職員の研修や事例検討を積極的に行うとともに、効果の高いサービス内容の検証を行います。
- ◇ 県や事業所と連携し、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等の専門職のアドバイスが受けられる体制づくりを進めます。
- ◇ 介護予防・日常生活支援総合事業を推進しつつ、要支援者、事業対象者、一般高齢者のそれぞれの状態に即した介護予防サービスの提供を行います。
- ◇ 地域包括支援センターや地域との連携のもと、基本チェックリスト等を活用し、介護予防施策を早期に実施する必要がある高齢者の把握に努めます。
- ◇ 県や事業所と連携し、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、管理栄養士、歯科衛生士、看護師など、介護予防を推進する専門的人材の確保に努めます。
- ◇ 認知症予防や認知症高齢者の孤独、不安の解消を目的に話し相手ボランティアを養成し、高齢者宅への訪問活動について、町社会福祉協議会と協力し推進していきます。
- ◇ 生活支援コーディネーターを中心に住民ニーズの把握に努め、地域全体で支える介護予防の体制づくりを進めていきます。
- ◇ 町社会福祉協議会と連携し、話し相手ボランティアやケアラズカフェ等の介護予防に取り組む住民主体の地域の団体を支援していきます。
- ◇ 国保連合会等と連携し、フレイル測定を行う等、個に応じた支援を提供できる切れ目のないリハビリテーション体制を整備していきます。

## ① 介護予防把握事業

基本チェックリストや医療機関や民生委員・児童委員等からの情報、地域包括支援センターの情報等から把握した要介護状態となるリスクの高い65歳以上の人の情報を集約することにより、早期発見・早期対応に努め、それぞれに適切な介護予防サービスが提供されるよう努めます。

## ② 介護予防普及啓発事業

介護予防について基本的な知識を啓発するパンフレットの作成・配布のほか、公式ホームページの活用などで周知を図り、介護予防講習会や地区公民館等で行う介護予防教室やいきいきサロンなどに出向いて出前講習会等を実施します。

## ● 元気はつらつ教室

認知症予防の啓発と介護保険制度や総合事業の説明を行う講座です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	439	435	460	500	500	500

## ● 元気いっぱい教室

転倒予防のための運動教室です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	218	383	400	500	500	500

## ● 運動機能向上教室

転倒骨折の予防や加齢に伴う運動機能の低下の予防を図る教室です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	711	911	800	1,000	1,000	1,000

● **お口の教室（口腔機能向上教室）**

高齢者の口腔機能の改善、機能低下の予防を目的とした教室です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	0	22	25	30	30	30

● **健康づくり友の会**

介護予防に関心の高い高齢者が更に介護予防の意識を高めるための会です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	45	28	40	40	40	40

● **おじさんキッチン**

男性高齢者を対象とした調理講習会です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	117	128	150	160	160	160

● **地区栄養講習会**

高齢者の食事に関する知識の普及啓発と低栄養状態の改善を図る講習会です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	395	527	500	500	500	500

● セカンドライフ講座

65歳到達者を対象に、介護予防の意識を高め、人生設計の一助とするための講座です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	53	111	80	100	100	100

③ 地域介護予防活動支援事業

話し相手ボランティアやいきいきサロン等の地域における介護予防活動を支援します。

● 話し相手ボランティア養成講座／話し相手ボランティアフォローアップ研修

認知症高齢者や障がい者の社会参加の一助として、訪問により話し相手となるボランティアを育成する講座です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人／年）	0	0	30	20	20	20

④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値に照らした達成状況の検証を通じて事業評価を行い、その結果に応じて事業の実施方法の改善をしていきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職などの関与を促進します。

## ⑥ 訪問型サービス

### ● 訪問介護相当サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつなどの身体介護や、食事の世話などの家事援助を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	1,250	1,002	950	1,000	1,000	1,000

### ● 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、一定基準の研修受講者やNPO等による調理や食材の確保、洗濯、室内の掃除、布団干し、ごみ出し、その他の日常生活上の生活援助を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	0	0	0	0	0	0

### ● 訪問型サービスB（住民主体による支援）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、ボランティアが主体となった住民主体の自主活動として生活援助を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	0	0	0	0	0	0

● 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

体力改善に向けた支援等が必要な人を対象に、保健師等による居宅での相談指導等を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	211	289	310	336	336	336

● 訪問型サービスD（移動支援）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、ボランティアが主体となった住民主体の自主活動として移動支援を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	0	0	0	0	0	0

⑦ 通所型サービス

● 通所介護相当サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	3,100	2,071	2,000	2,000	2,000	2,000

● 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、閉じこもりの予防や自立支援のため、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等の活動を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	2,984	3,541	3,900	3,500	3,500	3,500

### ● 通所型サービスB（住民主体による支援）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、住民ボランティアが主体となって、体操、運動等の自主的な通いの場における活動を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	0	0	0	0	0	0

### ● 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、リハビリ専門職による生活機能を改善するための機能向上や栄養改善等のプログラムを実施します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延日数（日／年）	528	503	550	600	600	600

### ③ 生きがい対応型デイサービス事業

高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送り、自立した日常生活を送ることができるよう、通所施設サービスを提供します。今後のサービス提供について検討していきます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用回数（回／年）	2,522	2,400	2,100	3,000	3,000	3,000
登録者数（人／年）	36	33	30	40	40	40

### (3) 日常生活の支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、介護保険サービスだけではなく、日々の生活を支える様々な生活支援サービスが必要です。また、支援が必要な高齢者に適切な生活支援を展開することは介護予防にもつながるため、住民ニーズを把握しながら必要なサービスを必要な高齢者に展開していく視点も重要となります。

外出支援サービスや軽度生活援助事業を通じて、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援します。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 関係機関と連携し、町内での生活を支援するための生活支援サービスを提供します。
- ◇ サービス提供が可能な事業所を確保するとともに、住民ニーズを把握しながら、より利便性の高いサービスを目指します。
- ◇ 他のサービスの実施状況等も踏まえ、サービスの実施方法の検討を行います。
- ◇ シルバー人材センターや町社会福祉協議会との相互の情報提供・情報交換を実施し、新たなサービスの展開を目指します。

#### ① 外出支援サービス

運転免許のない高齢者や身体に障がいがある等の移動困難者に対し、病院への通院等のための移送サービスを提供し、移動手段と交通の利便性確保を通し、日常生活の支援を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数（人／年）	1,783	1,678	1,700	1,800	1,800	1,800
実利用者数（人／年）	171	175	170	180	180	180

#### ② 軽度生活援助事業

基本的な日常生活習慣が欠けていたり、支援が必要な高齢者等にホームヘルパーを派遣して、住み慣れた地域での生活を支援します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延派遣回数（回／年）	0	0	10	48	48	48



### ③ 配食サービス事業（「食」の自立支援事業）

食事の調理が困難、または栄養改善が必要な高齢者世帯等に、栄養バランスのとれた食事を提供し食生活の質の確保と改善を図ります。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用回数（回／年）	12,697	13,091	13,000	13,320	13,320	13,320
登録者数（人／年）	124	143	140	150	150	150

### ④ 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な日常生活習慣が欠けている、対人関係を保つことが困難など、社会適応が困難な高齢者等を養護老人ホームに宿泊させ、日常生活に対する支援及び指導を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	1	1	2	3	3	3
延利用日数（日／年）	7	3	30	42	42	42

### ⑤ ちょいサポ

町内NPO法人かわね来風と協力して実施している町民ボランティアによる生活支援サービスです。事前に購入した利用券を使用し、サービス内容に応じた枚数の利用券で支払いをすることで、サービスを利用できます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数（件／年）	407	533	600	550	550	550

### ⑥ 在宅訪問歯科支援事業

寝たきり等のため通院による歯科診療を受けることが困難な方に対して、口腔状態の改善と歯科的健康の向上を図ることを目的として在宅での歯科診療を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数（人／年）	0	2	3	10	10	10

## (4) 認知症施策の推進

認知症となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備するためには、認知症予防や認知症の人への支援だけでなく、家族介護者への支援や住民の認知症に対する正しい理解を深めていく必要があります。

認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を両輪とした5つの柱に基づく認知症施策を推進していきます。

### ● 施策の方向性

- ◇ 認知症ケアパスを定期的に更新するとともに、認知症ケアパスの活用法の説明を行います。
- ◇ 町社会福祉協議会や学校等と連携し、認知症サポーター養成講座を実施し、住民の認知症に対する正しい理解を深めていきます。
- ◇ 徘徊行方不明者が発生した場合に備え、徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワークと認知症サポーター等が連携した捜索体制を整備します。
- ◇ 医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関との連携や認知症サポーター等の見守りを強化し、認知症高齢者の早期発見に努めます。
- ◇ 認知症初期集中支援チームによる認知症相談や支援体制の充実に努めるとともに、診断後のフォロー体制も充実させます。
- ◇ 認知症対応型共同生活介護について、サービス提供事業者と連携し、利用者のニーズに即したサービスの充実を目指します。
- ◇ 認知症に関する相談窓口を地域包括支援センターに設置して利用促進を図り、認知症相談支援を向上させます。
- ◇ かわねフォンや広報誌などを通じて認知症に関する情報発信を行います。
- ◇ 中核機関（成年後見支援センター）の在り方について町社会福祉協議会と検討協議し、機能の整備を推進します。
- ◇ 講演会等の機会を利用して、成年後見制度など権利擁護の制度に関する周知や、制度の利用促進を図ります。
- ◇ 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談充実を図ります。
- ◇ 認知症の人やその家族を必要に応じた具体的な支援につなげていく「チームオレンジ」の組織化を図ります。

### ① 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい理解により、認知症に対する偏見をなくし、認知症となっても地域で安心して暮らせるように支援するサポーターを養成する講座です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回／年）	2	2	2	2	2	2

## (5) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って生活するためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進していくことが重要です。

地域包括支援センターを中心に、関係機関や関係団体、更には地域と連携し、地域包括ケアシステムを充実させていきます。

### ● 施策の方向性

- ◇ 多職種連携会議等を通じて、行政、医療機関、保健福祉関係機関、地域組織、ボランティア等と協力し、地域で高齢者を支える体制を充実させます。
- ◇ 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等の専門職と連携しながら、高齢者が安全で住みやすい住宅への支援を行います。
- ◇ 地域包括支援センターの人員確保や職員のスキルアップに努め、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ◇ 地域包括支援センターを中心に、民間企業なども含めた関係団体・関係機関との情報交換や相互理解を深め、高齢者を地域で見守るネットワークの強化を図ります。
- ◇ 地域包括支援センターを中心に、福祉に関わる様々な総合的な相談ができる相談体制を強化します。
- ◇ 医療機関との連携を強化して入院中の高齢精神障がい者の把握に努めるとともに、地域生活への移行に関する取組を推進します。

### ① 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防するために、心身はもとより、生活環境その他の状況に応じて、自立性の向上を見込めるケアプラン（計画）を作成し、サービス利用効果を分析、評価する総合的なマネジメントを行います。

### ② 総合相談・支援事業

高齢者やその家族からの各種相談に対して、関係機関との連携により、介護保険サービスにとどまらない多方面からの支援を可能にしていきます。支援が必要な高齢者の増加による相談件数の増加、相談内容の多様化・複雑化に対応できるよう、職員のスキルアップや関係機関とのネットワークの構築により、相談体制を充実させていきます。

### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医・ケアマネジャーなどとの多職種連携や、ケアマネジメントの後方支援及び医療機関、ボランティア、その他の関係施設等、地域の社会資源を活用した包括的・継続的ケア体制の構築等を行います。地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携体制構築、介護支援専門員同士のネットワーク構築、介護支援専門員の実践力向上を目指していきます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会議開催件数(件/年)	11	18	24	20	20	20

### ④ 生活支援体制整備事業

NPO法人や社会福祉協議会等と協力しながら生活支援コーディネーターや協議体を設置し、住民主体の地域における助け合い・支え合いを推進していきます。

## 2. 社会参加を通じた生きがいづくりの充実

### (1) いきいきクラブ（老人クラブ）活動の促進

いきいきクラブ（老人クラブ）の活動に参加することは、様々な人との交流を生み、健康づくりにもつながるため、心身の健康に寄与します。

活動に対する支援や参加者増加の取組等を通じて、いきいきクラブ（老人クラブ）活動を促進していきます。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 他のボランティア団体の行う事業などとの連携を図るなどして事業の内容を広げ、新規加入者の増加を促進します。
- ◇ 中心的な役割を担う人材の育成や活動の支援を、町社会福祉協議会と協力し取り組みます。
- ◇ 高齢者宅への訪問や見守り活動など、介護予防・日常生活支援総合事業への協力を得られるよう進めていきます。

### (2) 学習機会の提供

様々な学習機会を得ることは、高齢者の生きがいにつながります。また、高齢者の持つ経験や知識を次世代に伝えていくことも、高齢者が地域で自分の役割を持って生活することにつながります。

高齢者の学ぶ場を増加・充実させるとともに、高齢者の学習機会や講師として参加できる機会の充実を図っていきます。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 町で実施している各種講座についての情報発信を行うとともに、参加しやすい学習テーマや学習内容を計画し、講座内容の充実を図ります。
- ◇ 多様化する学習機会に対応するため、豊かな知識、経験、生活の知恵などを備えた高齢者の講師としての協力を要請します。また、そのような機会を設けることにより、高齢者の生きがいづくりを促進します。
- ◇ 高齢者が持つ技術や技能を伝承するために、小・中学校、高校との連携を図り世代間交流を促進します。また、その技術や技能を活かせる場の提供に努めます。
- ◇ 自然や温泉、お茶等の地域の魅力を活かした取組を実施し、個性ある活気あふれるふるさとづくりを目指して「まちづくりとしての生涯学習」を推進していきます。

## ① すこやか大学

概ね70歳以上の男女を対象に、健康で生きがいのある生活を送るため、地域社会の中で高齢者の果たす役割を考える講座を開催します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数（回／年）	4	4	4	4	4	4

## ② むつみ学級

概ね60歳以上の女性を対象に、学級生相互の人間関係を深めることにより、明るく住みよいまちづくりを考える学級を開催します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数（回／年）	4	4	4	4	4	4

## (3) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツやレクリエーションに取り組み、日頃から体を動かすことは、高齢者の健康増進・介護予防につながります。そのためには、高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる環境を整備していくことが重要です。

高齢者が参加しやすいスポーツ環境を整備するとともに、様々な教室やイベントを充実させることで、スポーツ・レクリエーション活動を促進していきます。

### ● 施策の方向性

- ◇ 高齢者が参加しやすい軽スポーツやニュースポーツの導入に努め、事業の内容や効果等を広く周知して参加者の拡大を促進します。
- ◇ 大会や催物、グループ団体等の情報提供の充実に努めるとともに、誰でも気軽に参加できる企画を検討して参加者の増加を図ります。
- ◇ 介護予防を兼ねた身体を動かすプログラムを提供し、スポーツ、レクリエーションが行える場や催しの充実を図っていきます。

## (4) 就業等の支援

高齢者になっても働くことは、高齢者の生きがいや健康づくり、また自身の社会における役割の認識にもつながるため、安全で無理のない就労が続けられるような環境を整備していくことが必要です。

シルバー人材センターや公共職業安定所、商工団体等と連携し、高齢者の就労機会や就労環境の整備を図っていきます。

### ● 施策の方向性

- ◇ シルバー人材センターの事業拡大や新規事業参入を支援するとともに、会員の増加を促進し、機能強化に努めます。
- ◇ 公共職業安定所や商工団体と連携し、高齢者への就労情報の充実を図ります。
- ◇ 介護予防・日常生活支援総合事業を通じ、元気な高齢者が活躍できる地域、高齢者が高齢者を支える仕組みをつくり、推進します。
- ◇ 地域の介護サービス事業所と連携し、元気な高齢者が介護人材として活躍できる環境を整備します。
- ◇ 就労的活動支援コーディネーターによる高齢者個人の特性や希望に合った就労支援を検討します。

## (5) 社会活動への参加の支援

高齢者が社会活動に参加することは、社会における自らの役割の認識につながります。

いきいきサロンをはじめとした様々な活動や住民主体のボランティア活動を支援することで、社会活動への参加を促進します。

### ● 施策の方向性

- ◇ 町社会福祉協議会と連携し、各地区のいきいきサロン活動の支援を行います。
- ◇ 高齢者がボランティア活動を気軽に行えるよう、ボランティア同士の交流会や情報交換等の活動内容を充実させ、支援していきます。
- ◇ 高齢者が培ってきた知識や技能、伝統文化などを次世代に伝える機会を提供し、高齢者の社会参加を支援するとともに、世代間交流を図ります。

## 3. 福祉に関する基盤整備

### (1) 情報提供体制の充実

支援サービスを必要とする人が必要なサービスを楽しむためには、提供されるサービスへの理解を深める機会を充実させることが重要です。そのためには、情報提供体制を充実させていくことが必要です。

広報誌やホームページ、リーフレット、かわねフォン、町公式LINE等の多様な媒体を活用した情報提供環境を整備するとともに、福祉に関する意識の啓発を行います。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 広報誌やホームページ、リーフレット、かわねフォン、町公式LINE等の多様な媒体を活用し、高齢者保健福祉に関する情報提供を行います。
- ◇ 介護保険サービス事業者ガイドブックの作成等や、町ホームページへの掲載を通じて、保健サービスや介護保険サービスに関する情報提供を行います。
- ◇ 高齢者サービス担当者会議等を活用し、県や国民健康保険団体連合会等の外部団体の協力も得ながら、より効果的な情報提供を行います。
- ◇ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、民生委員・児童委員などの庁内外の関係機関と連携し、見守りや支援が必要な高齢者等に情報提供できる体制を整備します。
- ◇ 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、保健師等を通じた多様な情報提供や広報・啓発を推進します。
- ◇ 地域包括支援センターや町社会福祉協議会等の様々な関係団体との連携を強化し、見守りや支援が必要な高齢者等についての情報提供体制等の整備に努めます。



## (2) 高齢者への虐待防止と権利擁護

高齢者の権利が守られ、虐待等がない生活環境を整備していくことは、住み慣れた地域で安心して生活していくための根幹となります。

高齢者虐待の防止やその対応を充実させるとともに、成年後見制度等をはじめとする高齢者の権利を守る取組を推進します。

### ● 施策の方向性

- ◇ 高齢者虐待の対応、相談窓口である高齢者福祉課長寿介護室、地域包括支援センターについて、広報誌やホームページ、パンフレットの配布などを通じて町民への周知を図っていきます。
- ◇ 高齢者虐待への対処方法や高齢者の権利擁護についての研修会を開催し、高齢者虐待についての知識を得る場を設けます。
- ◇ 県主催の研修会や過去の事例を活用しつつ、高齢者虐待の防止やその早期発見のための啓発活動を進めていきます。
- ◇ 虐待を受けた高齢者の保護や高齢者の養護者への対応は町が中心となってい、地域包括支援センターをはじめ関係するケアマネジャー、民生委員・児童委員、医療機関、警察など、地域の様々な関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応できる基盤を整備していきます。
- ◇ 成年後見制度について周知啓発を進めるとともに、町社会福祉協議会と連携を図り、成年後見支援センターの設置を含め、利用支援を進めていきます。

### ① 権利擁護事業

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用など、関係機関との連携により、高齢者の権利を擁護します。

### ② 成年後見制度利用支援事業

低所得者の高齢者に係る成年後見制度の町長申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成等の事業を行います。

### (3) 在宅医療と介護の連携の充実

疾病を抱えてもできる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、生活していくためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りなどの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

介護事業所や病院、地域包括支援センター等様々な関係機関と連携し、多職種連携により在宅医療・介護を提供できる体制を整備していきます。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 地域の介護・医療の資源を把握します。
- ◇ マップ等の作成や町ホームページ等への掲載を通じて、地域の介護・医療の情報を住民に発信します。
- ◇ 地域包括支援センター運営協議会及び在宅医療介護連携推進会議等を開催し、在宅医療・介護連携の課題を把握して対応策を検討します。
- ◇ 多職種連携研修会において在宅医療・介護連携の課題を検討し、地域課題の解決につなげていきます。
- ◇ ICTを活用し、医療・介護関係者が情報共有できる環境を支援します。
- ◇ 地域包括支援センターを中心として、在宅療養に関する相談に対応できる体制の検討を進めるとともに、在宅医療・介護の連携に関する相談対応を行います。
- ◇ 講座の開催などにより、地域住民の在宅医療や在宅介護についての知識の普及や意識の高揚に努めます。
- ◇ 医師会等関係団体と連携し、勉強会や医師懇話会を実施することで、かかりつけ医の重要性の啓発に努めます。
- ◇ 町内の医療機関や福祉サービス提供事業所等と連携し、意思決定能力が低下する場合に備えた将来の医療やケアに関して情報を共有し、プランニングしていくアドバンス・ケア・プランニング(ACP)等をはじめとする町内における看取りの体制を整備していきます。

## （４）介護に取り組む家族等への支援の充実

少子高齢化の進行により高齢者が高齢者を介護する老々介護の増加や家族介護のために、仕事を辞める介護離職等が大きな問題になっており、介護を行う家族介護者への支援が重要です。また、家族介護者だけではなく、介護現場の革新にも取り組むことが求められています。今後見込まれる高齢化の進行や支え手の減少を見据え、家族介護者の支援や介護の現場のICT化は急務の課題であるといえます。

家族介護者の状況に応じた支援施策を展開することで、介護に取り組む家族等への支援を充実させます。また、介護現場革新に向けた取組も推進します。

### ● 施策の方向性

- ◇ 高齢者と同居している家族などを対象に、介護予防についての知識の普及や意識の高揚、介護者の支援を図るための「介護者のつどい」や「家族介護教室」を実施し、ホームページや町公式LINE等を活用して広く住民に周知します。
- ◇ 民生委員・児童委員、ふれあいサロンの協力者、ボランティア等と連携し、ケアラズカフェ等の家族の介護や看病をする人だけでなく、誰もが気軽に立ち寄ることができ、会話や食事などを通じて楽しい時間を過ごすことができる居場所づくりを進めます。
- ◇ 家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーの実態を各種相談窓口や民生委員・児童委員との連携等を通じて把握するとともに、適切な支援に結びつけていきます。
- ◇ 必要な人が必要なサービスを受けられるよう、広報誌やホームページ、かわねフォンや町公式LINEなど様々な媒体を用いて福祉サービスに関する情報提供を充実させます。
- ◇ 県と連携して必要な情報の収集に努め、介護ロボットやICTの活用等を通じた介護現場の革新を目指します。
- ◇ 介護職員・介護従業者等の負担軽減のため、文書負担の軽減に向けた取組を推進します。

### ① 介護者のつどい

介護者同士の交流を図ることで、家族の精神的負担の軽減を図る集いです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	40	49	60	60	60	60

## ② ケアラーズカフェ

家族の介護や看病をする方々を対象に、誰もが参加できる居場所としてスタートした事業です。家族の介護や看病をする人だけでなく、誰もが気軽に立ち寄ることができ、会話や食事などを通じて楽しい時間を過ごすことができる居場所づくりを目指しており、話し相手ボランティアにより運営されています。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	61	52	50	60	60	60

## ③ 家族介護用品の支給事業

高齢者等を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続または向上を図るために介護用品の支給を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数（件／年）	4	2	4	6	6	6

## ④ ゆうゆう介護教室

介護が今後必要になってくる方に介護の予備知識を習得してもらうための教室です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間延人数（人／年）	26	29	30	30	30	30

## ⑤ 福祉介護手当支給事業

介護者の心身的な負担を軽減することを目的とし、要介護3以上の者を在宅で介護する者に対し手当を支給する事業です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給実人数（人／年）	66	47	75	80	80	80

## (5) ボランティア活動等への支援

福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中で、行政だけではなく、福祉の担い手としてのボランティアと連携した支援が地域の課題解決につながります。また、ボランティア活動は生きがいづくりの一端を担っているともいえます。

ボランティア体験や交流会、講習会の実施等を通じて、ボランティア団体を支援し、町内のボランティア活動の活性化を図ります。

### ● 施策の方向性

- ◇ 町社会福祉協議会と連携し、ボランティア同士の交流会等の実施を通じて情報交換を行い、ボランティア活動の内容充実を図ります。
- ◇ 町社会福祉協議会と連携し、情報提供や情報発信、研修等を通じた支援を行います。
- ◇ 研修会や情報交換会等の実施を通じて、ボランティア人材の育成を図ります。
- ◇ 総合事業等の担い手を確保するために、有償ボランティア制度やボランティアポイント制度をはじめとした、総合事業等の福祉の担い手を確保する方策について検討します。

## (6) 福祉人材の確保及び資質の向上

少子高齢化の進行により、福祉の担い手の不足や資質の向上は大きな問題となっており、福祉人材の確保は急務の課題であるといえます。

関係機関との連携や様々な機会を活用し、福祉人材の確保及び資質の向上を図っていきます。

### ● 施策の方向性

- ◇ 高齢者サービス担当者会議等を活用し、サービスに携わる専門職の人材の育成、確保に努めます。
- ◇ 町社会福祉協議会と連携し、各地区のいきいきサロンの活動支援や地域におけるボランティアの養成に努めます。
- ◇ 定期的にサービス提供者やボランティアに対する研修会を開催し、サービスの質の向上、ボランティアの資質の向上に努めます。
- ◇ 小学校や中学校と連携し、認知症サポーター養成研修等の福祉教育を行うことで、福祉に対する関心を高めます。
- ◇ 地域の介護サービス事業所と連携し、元気な高齢者が介護人材として活躍できる環境を整備します。(再掲)
- ◇ ICTの活用等を通じて福祉人材の確保及び資質の向上を図っていきます。
- ◇ 関係機関や庁内各課と連携して福祉人材の確保に関する方策を検討し、必要に応じて町社会福祉協議会と連携して介護職員研修を開催します。
- ◇ 県と連携し、外国人を含む介護人材の確保の対策に取り組めます。

## 4. 安心して暮らすことができる環境の整備

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが利用しやすいまちづくりを推進することは、外出しやすい環境整備にもつながるため、高齢者の社会参加や健康増進にもつながります。

公共施設のユニバーサルデザイン化や民間企業への指導等を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を公共施設に取り入れ、計画的に整備・改修を進めます。
- ◇ 国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、静岡県「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共性の高い建築物整備に係る民間業者への指導・啓発に努めます。
- ◇ 鉄道やバスなどの公共交通機関に対して、バリアフリー化や低床バスの導入等、高齢者の利用に配慮した車両の整備を要請します。

### (2) 交通安全・防災防犯対策等の充実

安心・安全な環境をつくるには、災害等の非常時にも適切な支援が受けられる体制の整備だけでなく、交通安全対策や防犯対策を進めていく必要があります。

高齢者の交通安全対策や防犯対策を推進するとともに、緊急事態にも対応できる環境を整備していきます。

#### ● 施策の方向性

- ◇ 高齢者の交通安全意識を高めるよう、交通教室等の充実を図ります。
- ◇ 歩道や信号機、横断歩道、カーブミラー、防犯灯などの整備を計画的に進めます。
- ◇ 高齢者等の移動困難者への思いやりを持った車の運転の心がけ等を啓発し、交通事故の防止を推進します。
- ◇ 広報誌やいきいきクラブ、自治会組織を通じて防犯意識の高揚に努めます。
- ◇ 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者トラブルに関する最新情報について普及・啓発に努めるとともに、自立した消費者の育成に取り組みます。
- ◇ 自宅での家具の転倒防止などの地震対策など、身近な防災体制の意識啓発を進めます。
- ◇ 自然災害や火災などの人災に備え、災害時要援護者避難支援計画に基づき、高齢者や障がいのある人の緊急時の対応体制の整備を図るとともに、「個別避難計画」の作成も進めます。
- ◇ 介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、感染症の感染拡大防止策、物資の備蓄の必要性等について、必要な情報提供や研修を実施し、啓発します。
- ◇ 急病や事故などで緊急に助けが必要な場合に迅速な救護対応ができる支援体制を整え、支援が必要な人への対策を推進します。

### ① 悪徳商法防止講座

悪徳商法に関する正しい知識を得るための講座です。

### ② 緊急通報体制等整備事業（緊急通報システム）

一人暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システムを貸与することにより、日常生活の安全と緊急事態への対応を図っていきます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人／年）	107	106	100	100	100	100

### ③ 救急医療情報キット整備事業

一人暮らしの高齢者等に対し、救急搬送時等に必要な情報を記載し保管するキットを配付し、自宅に整備してもらうことにより、救急搬送時等に救急隊が必要な情報の確認を行える体制を整えます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延配付数（件／年）	781	782	800	810	820	830

## 5. 介護保険サービスの充実

### (1) 居宅サービス

居宅サービスは、要支援・要介護認定を受けた高齢者が自宅で利用することができるサービスです。

住民のニーズを把握するとともに、サービス提供事業者と連携することで、サービスの充実を図ります。

#### ● 施策の方向性

☆ サービス提供事業者と連携しながら、住民ニーズに応じたサービスを提供していきます。

#### ① 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつなどの身体介護や、食事の世話などの家事援助を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	761	833	960	884	878	871

#### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（回／年）	1,800	1,362	1,720	1,575	1,564	1,558
介護予防給付（回／年）	0	0	0	0	0	0

#### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（回／年）	2,085	2,201	2,130	2,131	2,111	2,111
介護予防給付（回／年）	316	240	210	270	270	270



#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）などが居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（回／年）	2,363	3,918	5,230	5,474	5,267	5,139
介護予防給付（回／年）	419	722	1,070	1,191	1,240	1,164

#### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	590	495	520	423	423	423
介護予防給付（人／年）	87	60	60	60	60	60

#### ⑥ 通所介護

デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	1,688	1,727	1,490	1,431	1,395	1,363

### ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院などに通い、当該施設において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	28	41	36	36	36	36
介護予防給付（人／年）	12	0	0	0	0	0

### ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（日／年）	6,830	6,829	7,690	7,780	7,460	7,255
介護予防給付（日／年）	53	72	100	96	96	96

### ⑨ 短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（日／年）	17	2	40	10	10	10
介護予防給付（日／年）	0	0	0	0	0	0

**⑩ 短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）**

医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（日／年）	0	0	0	0	0	0
介護予防給付（日／年）	0	0	0	0	0	0

**⑪ 短期入所療養介護（介護医療院）・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）**

介護医療院に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（日／年）	0	0	0	0	0	0
介護予防給付（日／年）	0	0	0	0	0	0

**⑫ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**

福祉用具（車いす、特殊寝台など）の貸与を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	2,755	3,023	3,090	3,561	3,479	3,382
介護予防給付（人／年）	748	663	570	617	625	575

### ⑬ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

入浴または排せつの用に供する福祉用具など（特殊尿器など）の購入費を支給します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	47	39	60	34	34	34
介護予防給付（人／年）	20	16	10	20	20	20

### ⑭ 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修（手すりの取り付け、段差解消など）についての費用の支給を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	17	24	30	28	28	28
介護予防給付（人／年）	8	11	5	10	10	10

### ⑮ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所している要介護者などについて、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	11	12	10	13	13	13
介護予防給付（人／月）	2	2	2	2	2	2

## ⑩ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅で介護を受ける者の心身の状況、希望などを踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用などに関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関などとの連絡調整などを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	3,239	3,521	3,690	3,697	3,627	3,526
介護予防給付（人／年）	799	735	650	781	782	746

## （2）施設サービス

施設サービスは、介護保険施設に入居して受けるサービスです。

住民のニーズを把握するとともに、サービス提供事業者と連携することで、サービスの充実を図ります。

### ● 施策の方向性

◇ サービス提供事業者と連携しながら、住民ニーズに応じたサービスを提供していきます。

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	115	117	114	115	115	115

## ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	37	43	51	50	50	50

## ③ 介護医療院

日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を一体的に提供します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	2	3	2	4	4	4

## ④ 介護療養型医療施設

病状は安定しているものの、長期間に渡り療養が必要な入所者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練などを提供します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	0	0	0			

### (3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、居住している市町が指定・監督を行うサービスです。住民のニーズを把握するとともに、サービス提供事業者と連携することで、サービスの充実を図ります。

#### ● 施策の方向性

◇ サービス提供事業者と連携しながら、住民ニーズに応じたサービスを提供していきます。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や随時通報により要介護者宅へ訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	0	0	0	0	0	0

#### ② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	0	0	0	0	0	0

#### ③ 地域密着型通所介護

利用定員18人以下のデイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	459	530	920	1,092	1,056	1,022

#### ④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である者について、デイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	0	0	0	0	0	0
介護予防給付（人／年）	0	0	0	0	0	0

#### ⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。利用者は、1箇所の小規模多機能型居宅介護事業者に限って登録を行うことが可能です。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	661	653	630	714	715	707
介護予防給付（人／年）	0	0	0	0	0	0

#### ⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護者であって認知症である者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	18	18	18	18	18	27
介護予防給付（人／月）	0	0	0	0	0	0



### ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29名以下で入所者が要介護者、その配偶者などに限定されている有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	0	0	0	0	0	0

### ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／月）	0	0	0	0	0	0

### ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付（人／年）	0	0	0	0	0	0

## 第5章 介護保険事業費の算出

### 1. 第9期介護保険事業計画の見込み

#### (1) 居宅サービス

##### 【介護予防居宅サービス】

		実績		見込	推計		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防訪問入浴介護	年間延回数	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年間延回数	316	240	210	270	270	270
介護予防訪問リハビリテーション	年間延回数	419	722	1,070	1,191	1,240	1,164
介護予防居宅療養管理指導	年間延人数	87	60	60	60	60	60
介護予防通所リハビリテーション	年間延人数	12	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	年間延日数	53	72	100	96	96	96
介護予防短期入所生活介護（老健）	年間延日数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	年間延日数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	年間延日数	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年間延人数	748	663	570	617	625	575
特定介護予防福祉用具購入費	年間延人数	20	16	10	20	20	20
介護予防住宅改修	年間延人数	8	11	5	10	10	10
介護予防特定施設入居者生活介護	月平均人数	2	2	2	2	2	2
介護予防支援	年間延人数	799	735	650	781	782	746

【居宅介護サービス】

		実績		見込	推計		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問介護	年間延人数	761	833	960	884	878	871
訪問入浴介護	年間延回数	1,800	1,362	1,720	1,575	1,564	1,558
訪問看護	年間延回数	2,085	2,201	2,130	2,131	2,111	2,111
訪問リハビリテーション	年間延回数	2,363	3,918	5,230	5,474	5,267	5,139
居宅療養管理指導	年間延人数	590	495	520	423	423	423
通所介護	年間延人数	1,688	1,727	1,490	1,431	1,395	1,363
通所リハビリテーション	年間延人数	28	41	36	36	36	36
短期入所生活介護	年間延日数	6,830	6,829	7,690	7,780	7,460	7,255
短期入所療養介護（老健）	年間延日数	17	2	40	10	10	10
短期入所療養介護（病院等）	年間延日数	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	年間延日数	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	年間延人数	2,755	3,023	3,090	3,561	3,479	3,382
特定福祉用具購入費	年間延人数	47	39	60	34	34	34
住宅改修費	年間延人数	17	24	30	28	28	28
特定施設入居者生活介護	月平均人数	11	12	10	13	13	13
居宅介護支援	年間延人数	3,239	3,251	3,690	3,697	3,627	3,526

## (2) 施設サービス

### 【施設サービス】

		実績		見込	推計		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護老人福祉施設	月平均人数	115	117	114	115	115	115
介護老人保健施設	月平均人数	37	43	51	50	50	50
介護医療院	月平均人数	2	3	2	4	4	4
介護療養型医療施設	月平均人数	0	0	0			

### 【要介護4・要介護5の割合】

		実績		見込	推計		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
施設利用者数（人）		154	163	167	169	169	169
	うち要介護4・5（人）	90	95	105	104	104	104
	うち要介護4・5の割合（％）	58.4	58.3	62.9	61.5	61.5	61.5

### (3) 地域密着型サービス

#### 【地域密着型介護予防サービス】

		実績		見込	推計		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防認知症対応型通所介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0

#### 【地域密着型介護サービス】

		実績		見込	推計		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年間延人数	459	530	920	1,092	1,056	1,022
認知症対応型通所介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	年間延人数	661	653	630	714	715	707
認知症対応型共同生活介護	月平均人数	18	18	18	18	18	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0

#### 【必要利用定員総数（単位：人）】

		実績		見込	推計		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
認知症対応型共同生活介護		18	18	18	18	18	27
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0	0	0

## 2. 介護保険事業費の算定

### (1) 介護保険事業費

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、「介護給付費」、「予防給付費」、「地域支援事業費」、「財政安定化基金拠出金」、「財政安定化基金償還金」等の必要な費用から構成されています。介護保険事業を運営するための財源は、国、県、市町村の負担金、国の交付金、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）の保険料になります。

第9期計画では、第1号被保険者負担割合が23%、第2号被保険者負担割合は27%となっています。

### (2) 標準給付費の算定

介護保険施設入所者（短期入所を含む）などの食費・居住費の自己負担軽減のために設けられた「特定入所者介護サービス費等給付額」、1ヵ月の利用料が一定の額を超えた場合に支給される「高額介護サービス費等給付額」、医療保険と介護保険の自己負担分が一定の額を超えた場合に支給される「高額医療合算介護サービス費等給付額」、静岡県国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料である「算定対象審査支払手数料」を総給付費に加えることで「標準給付費」が算定されます。3年間で約39億3,421万円となります。

#### 【標準給付費（単位：円）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付費	1,217,817,000	1,207,752,000	1,224,332,000	3,649,901,000
予防給付費	20,619,000	20,931,000	20,051,000	61,601,000
総給付費	1,238,436,000	1,228,683,000	1,244,383,000	3,711,502,000

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	1,238,436,000	1,228,683,000	1,244,383,000	3,711,502,000
特定入所者介護サービス費等給付額	50,275,772	49,902,926	48,593,519	148,772,217
高額介護サービス費等給付額	21,865,694	21,706,240	21,136,737	64,708,671
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,317,218	2,283,828	2,227,067	6,828,113
算定対象審査支払手数料	816,822	805,092	785,082	2,406,996
標準給付費見込額	1,313,711,506	1,303,381,086	1,317,125,405	3,934,217,997

※算出上の端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

【介護予防サービス内訳（単位：円／年）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
<b>(1) 介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,572,000	1,574,000	1,574,000	4,720,000
介護予防訪問リハビリテーション	5,945,000	6,191,000	5,812,000	17,948,000
介護予防在宅療養管理指導	713,000	714,000	714,000	2,141,000
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	606,000	607,000	607,000	1,820,000
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,168,000	4,221,000	3,882,000	12,271,000
特定介護予防福祉用具購入費	637,000	637,000	637,000	1,911,000
介護予防住宅改修	1,076,000	1,076,000	1,076,000	3,228,000
介護予防特定施設入居者生活介護	2,347,000	2,350,000	2,350,000	7,047,000
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>3,555,000</b>	<b>3,561,000</b>	<b>3,399,000</b>	<b>10,515,000</b>

【介護サービス内訳（単位：円／年）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	44,612,000	44,312,000	43,955,000	132,879,000
訪問入浴介護	19,683,000	19,543,000	19,471,000	58,697,000
訪問看護	13,585,000	13,460,000	13,460,000	40,505,000
訪問リハビリテーション	27,366,000	26,330,000	25,690,000	79,386,000
居宅療養管理指導	2,807,000	2,810,000	2,810,000	8,427,000
通所介護	106,525,000	103,832,000	101,475,000	311,832,000
通所リハビリテーション	4,024,000	4,200,000	4,200,000	12,424,000
短期入所生活介護	63,556,000	60,938,000	59,266,000	183,760,000
短期入所療養介護（老健）	1,389,000	1,391,000	1,391,000	4,171,000
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	51,167,000	49,984,000	48,595,000	149,746,000
特定福祉用具購入費	902,000	902,000	902,000	2,706,000
住宅改修費	2,925,000	2,925,000	2,925,000	8,775,000
特定施設入居者生活介護	32,317,000	32,358,000	32,358,000	97,033,000
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	64,954,000	62,813,000	60,794,000	188,561,000
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	119,642,000	119,793,000	118,522,000	357,957,000
認知症対応型共同生活介護	55,064,000	55,134,000	82,904,000	193,102,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	362,114,000	362,573,000	362,573,000	1,087,260,000
介護老人保健施設	176,864,000	177,087,000	177,087,000	531,038,000
介護医療院	16,770,000	16,791,000	16,791,000	50,352,000
(4) 居宅介護支援	51,551,000	50,576,000	49,163,000	151,290,000



### (3) 地域支援事業費の算定

地域支援事業費は、先に求めた標準給付費に対する上限の割合が決められています。本町では、この上限を踏まえ、3年間で約1億6,500万円を見込みます。

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業（単位：円）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
訪問介護相当サービス	3,409,000	3,409,000	3,409,000	10,227,000
	18人	18人	18人	54人
訪問型サービスA	0	0	0	0
	0人	0人	0人	0人
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	1,286,000	1,286,000	1,286,000	3,858,000
訪問型サービスD	0	0	0	0
訪問型サービス（その他）	0	0	0	0
通所介護相当サービス	9,555,000	9,555,000	9,555,000	28,665,000
	35人	35人	35人	105人
通所型サービスA	10,404,000	10,404,000	10,404,000	31,212,000
	90人	90人	90人	270人
通所型サービスB	0	0	0	0
通所型サービスC	3,393,000	3,393,000	3,393,000	10,179,000
通所型サービス（その他）	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	6,239,000	6,239,000	6,239,000	18,717,000
介護予防把握事業	915,000	915,000	915,000	2,745,000
介護予防普及啓発事業	561,000	561,000	561,000	1,683,000
地域介護予防活動支援事業	1,559,000	1,559,000	1,559,000	4,677,000
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	170,000	170,000	170,000	510,000
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	164,000	164,000	164,000	492,000

【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業（単位：円）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）	12,500,000	12,500,000	12,500,000	37,500,000
任意事業	945,000	945,000	945,000	2,835,000

【包括的支援事業（社会保障充実分）（単位：円）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
在宅医療・介護連携推進事業	550,000	550,000	550,000	1,650,000
生活支援体制整備事業	2,600,000	2,600,000	2,600,000	7,800,000
認知症初期集中支援推進事業	230,000	230,000	230,000	690,000
認知症地域支援・ケア向上事業	221,000	221,000	221,000	663,000
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	100,000	100,000	100,000	300,000
地域ケア会議推進事業	199,000	199,000	199,000	597,000

【地域支援事業費（単位：円）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	55,000,000	55,000,000	55,000,000	165,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	37,655,000	37,655,000	37,655,000	112,965,000
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費	13,445,000	13,445,000	13,445,000	40,335,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	3,900,000	3,900,000	3,900,000	11,700,000

#### (4) 保険料収納必要額の算定

標準給付費と地域支援事業費の合計に、第1号被保険者の負担割合を乗じた額が、第1号被保険者負担分相当額です。

##### 【第1号被保険者負担分相当額（単位：円）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	1,313,711,506	1,303,381,086	1,317,125,405	3,934,217,997
地域支援事業費	55,000,000	55,000,000	55,000,000	165,000,000
第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	
第1号被保険者負担分相当額	314,803,646	312,427,650	315,588,843	942,820,139

保険料収納必要額は、第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金相当額を加え、調整交付金見込額、準備基金取崩額を差し引いた額になります。

##### 【保険料収納必要額（単位：円）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者負担分相当額	314,803,646	312,427,650	315,588,843	942,820,139
調整交付金相当額	67,568,325	67,051,804	67,739,020	202,359,150
▲調整交付金見込額	142,569,000	139,870,000	134,394,000	416,833,000
財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金償還金				0
▲準備基金取崩額				109,100,000
審査支払手数料差引額				0
市町村特別給付費等				0
市町村相互財政安定化事業負担額				0
▲保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額				0
保険料収納必要額				619,246,289

※算出上の端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

## (5) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。本町では、国が示した所得段階を使用し、13段階での保険料基準額に対する割合を設定します。

【所得段階別第1号被保険者数（単位：人）】

所得段階	合計所得金額	所得段階別第1号被保険者数						基準額に対する割合
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
第1段階		361	12.0%	353	12.0%	346	12.0%	0.455
第2段階		301	10.0%	295	10.0%	289	10.0%	0.685
第3段階		257	8.6%	252	8.6%	246	8.5%	0.690
第4段階		298	9.9%	291	9.9%	285	9.9%	0.900
第5段階		651	21.7%	636	21.6%	623	21.6%	1.000
第6段階		569	18.9%	557	18.9%	545	18.9%	1.200
第7段階	120万円	331	11.0%	324	11.0%	317	11.0%	1.300
第8段階	210万円	139	4.6%	136	4.6%	133	4.6%	1.500
第9段階	320万円	40	1.3%	40	1.4%	39	1.4%	1.700
第10段階	420万円	20	0.7%	20	0.7%	19	0.7%	1.900
第11段階	520万円	17	0.6%	17	0.6%	17	0.6%	2.100
第12段階	620万円	6	0.2%	6	0.2%	6	0.2%	2.300
第13段階	720万円	14	0.5%	14	0.5%	14	0.5%	2.400
計		3,004	100.0%	2,941	100.0%	2,879	100.0%	

所得段階別の加入者数に補正率（基準額に対する割合）を乗じて「所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数」を算出します。実際の第1号被保険者数は3年間で延8,824人と推計されますが、補正後の人数は3年間で延8,751人となります。

保険料収納必要額を保険料収納率で割り、所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で割り、更に12ヵ月で割ると、基準月額は約5,900円になります。

保険料収納必要額	÷	保険料収納率	÷	第1号被保険者数 所得段階別加入割合補正後
619,246,289円		99.96%		8,751人
	÷	月数	÷	標準月額
		12ヵ月		5,900円

## (6) 所得段階別第1号被保険者の保険料

所得段階別の第1号被保険者の保険料率及び月額保険料は、以下のようになります。

所得段階	所得段階の説明	保険料率
第1段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	0.455 (2,690円)
		0.285 (1,680円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の人	0.685 (4,040円)
		0.485 (2,860円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える人	0.690 (4,070円)
		0.685 (4,040円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900 (5,310円)
第5段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で 第4段階以外の人	基準額 (5,900円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200 (7,080円)
第7段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300 (7,670円)
第8段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500 (8,850円)
第9段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700 (10,030円)
第10段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900 (11,210円)
第11段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100 (12,390円)
第12段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300 (13,570円)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400 (14,160円)

※ ( ) 内の金額は月額

※第1段階から第3段階の保険料については公費による軽減措置を実施

### 3. 介護給付費の適正化

#### (1) 要介護認定の適正化

##### ① 認定調査の結果についての保険者による点検等

認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。点検の結果修正が多い事項等进行分析し、認定調査員に伝達します。

##### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査結果の点検	計画	全件点検	全件点検	全件点検
	実績	全件点検	全件点検	全件点検
点検結果の分析及び認定調査員への伝達	計画	月1回	月1回	月1回
	実績	年1回	年1回	年1回

##### 【計画値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査結果の点検	全件点検	全件点検	全件点検
点検結果の分析及び認定調査員への伝達	年2回	年2回	年2回

## ② 要介護認定の適正化に向けた取組

県主催の認定調査員研修、認定審査会委員研修及び認定審査会事務局適正化研修を受講します。

また、半年ごとに提供される「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員及び審査会委員に伝達します。

### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県主催の研修への参加	計画	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
	実績	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員及び審査会委員に伝達	計画	年2回	年2回	年2回
	実績	未実施	未実施	年1回

### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県主催の研修への参加		毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員及び審査会委員に伝達		年2回	年2回	年2回

## (2) ケアプランの点検

介護給付適正化システムを活用して、対象となる居宅介護支援事業所を選定し、ケアプランの提出を求めます。提出を受けたケアプランについて、事前に内容を確認し、介護支援専門員への助言、支援を行います。また、より効果的な助言、支援が行えるよう、町内の主任介護支援専門員に点検への協力を依頼することを検討します。更に、点検を実施する中で頻繁に見られる課題等については、居宅介護支援事業所との連絡会等で伝達し、町内の介護支援専門員の資質向上を図ります。

### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	計画	年12件	年12件	年12件
	実績	年6件	年7件	年6件
主任介護支援専門員と協力した 点検の実施	計画	年6件	年6件	年6件
	実績	年6件	年7件	年6件

### 【計画値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	年6件	年6件	年6件
主任介護支援専門員と協力した点検の実施	年6件	年6件	年6件



### (3) 住宅改修等の点検

#### ① 住宅改修の点検

書面による点検を全件実施します。改修の必要性が書面から判断しづらい事案、高額な事案等について、施工前または施工後の現地確認を実施します。また、点検にあたって町内のリハビリテーション専門職及び建築専門職の支援を受けられる体制の構築を検討します。

#### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
書面点検	計画	全件実施	全件実施	全件実施
	実績	全件実施	全件実施	全件実施
現地調査	計画	年6件	年6件	年6件
	実績	未実施	未実施	年2件
リハビリテーション専門職等の 支援を受けた点検	計画	年3件	年3件	年3件
	実績	年3件	年2件	年3件

#### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
書面点検		全件実施	全件実施	全件実施
現地調査		年6件	年6件	年6件
リハビリテーション専門職等の 支援を受けた点検		年3件	年3件	年3件

## ② 福祉用具購入・貸与の点検

購入は、書面による点検を全件実施します。また、疑義のある事案について、事業所や介護支援専門員への問合せや利用状況の現地調査を実施します。更に、点検にあたってリハビリテーション専門職の支援を受けられる体制の構築を検討します。

### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
書面点検	計画	全件実施	全件実施	全件実施
	実績	購入は全件実施	購入は全件実施	購入は全件実施
事業所等への問合せまたは現地調査	計画	年6件	年6件	年6件
	実績	未実施	未実施	年2件
リハビリテーション専門職等の支援を受けた点検	計画	年3件	年3件	年3件
	実績	年3件	年2件	年3件

### 【計画値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
書面点検（購入）	全件実施	全件実施	全件実施
事業所等への問合せまたは現地調査	年6件	年6件	年6件
リハビリテーション専門職等の支援を受けた点検	年3件	年3件	年3件

#### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

##### ① 縦覧点検

国保連への委託により4帳票の点検を実施します。委託対象外の帳票については、職員による点検を実施します。

##### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県国民健康保険団体連合会 への委託の実施	計画	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績	委託の実施	委託の実施	委託の実施
職員による点検	計画	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回
	実績	5帳票 月1回	5帳票 月1回	5帳票 月1回

##### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
静岡県国民健康保険団体連合会 への委託の実施		委託の実施	委託の実施	委託の実施
職員による点検		5帳票 月1回	5帳票 月1回	5帳票 月1回

##### ② 医療情報との突合

国保連への委託により点検を実施します。

##### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県国民健康保険団体連合会 への委託の実施	計画	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績	委託の実施	委託の実施	委託の実施

##### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
静岡県国民健康保険団体連合会 への委託の実施		委託の実施	委託の実施	委託の実施

## (5) 給付実績の活用

国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認します。また、国保連が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる職員の数を増やします。

### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
「介護給付適正化システム」 から出力される帳票の点検	計画	3帳票 月1回	3帳票 月1回	3帳票 月1回
	実績	3帳票 月1回	3帳票 月1回	3帳票 月1回

### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
「介護給付適正化システム」 から出力される帳票の点検		3帳票 月1回	3帳票 月1回	3帳票 月1回

## (6) 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

遠方の調査においては認定調査員の委託を活用し、申請から調査実施まで日数の短縮を検討します。また、認定調査員に対する内部研修や連絡会を毎月開催し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。

更に、結果通知までの平均処理期間や未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげます。

### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の申請から結果通知 までの平均処理期間の短縮	計画	32日	32日	32日
	実績	31日	33日	33日

### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の申請から結果通知 までの平均処理期間の短縮		32日	32日	32日

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 総合的な計画の推進体制

介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の円滑な推進にあたっては、保健・医療・福祉（介護）の密接な連携が不可欠です。また、利用者が主体的に自立支援のためのサービスを選択し、サービスが円滑に提供されるためには、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントとの連携やサービス提供機関との連携が大切です。

- ◇ 保健・医療・福祉に係る地域の関係機関や担当者と連絡会を開催し、情報の交換や共有を図ります。
- ◇ 各組織の役割を明確化し、ネットワークを強化することで、各種サービスの円滑かつ効果的な実施に努めます。
- ◇ 地域包括支援センター運営協議会を活用し、地域包括支援センターの適正な運営を行います。
- ◇ 計画の進捗状況を毎年評価、分析することで、計画の目標値に向かった事業展開を図っていきます。
- ◇ 地域包括支援センターを中心に、サービス事業者や関係団体との調整など、地域のネットワークを強化していきます。
- ◇ 近隣市町と連携し、円滑な介護保険制度の運営を行います。
- ◇ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行います。

### 2. 計画の評価・検証

本計画は、川根本町保健、福祉サービス推進協議会において、評価・検証を行い、事業展開に反映させていきます。また、施策の進捗状況をデータに基づいて検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

### 3. 重度化防止に向けた取組

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するために、介護保険制度は必要不可欠です。しかし、介護保険制度の持続可能性という視点や自立支援を一人ひとりが目指すという介護保険本来の目的を踏まえ、高齢者が要介護状態にならないように、また要介護状態となっても重度化しないように支援していくことが重要です。本町では重度化防止に向けた取組として、以下を目標とします。

#### (1) 基本チェックリスト回答割合

基本チェックリストを実施することを通じて、要介護状態となるリスクの高い65歳以上の高齢者を把握し、重度化防止につなげていきます。

##### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本チェックリスト回答者割合	計画	94.0	95.0	96.0
	実績	93.7	92.9	93.8

##### 【計画値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本チェックリスト回答者割合	95.0	95.0	95.0

#### (2) 介護予防普及啓発事業参加者数

本町では、様々な介護予防に関する知識を啓発する教室等を実施する介護予防普及啓発事業を展開しています。介護予防普及啓発事業の更なる充実を行い、参加者数を増加させることで、重度化防止につなげていきます。

##### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防普及啓発事業参加者数	計画	3,200	3,200	3,200
	実績	1,978	2,545	2,455

##### 【計画値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発事業参加者数	3,000	3,000	3,000

### (3) 要支援者数

一般介護予防事業や介護予防・日常生活支援サービス事業をはじめとした様々な介護予防に関する事業や元気な高齢者を増やすための取組を展開しています。介護予防や元気な高齢者を増やす取組は重度化防止につながる取組となります。要支援者数の減少は重度化防止の目標の1つとなり得ると考え、設定します。

#### 【実施状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援者数	計画	98人以下	95人以下	94人以下
	実績	103人	90人	81人

#### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援者数		80人以下	80人以下	80人以下

### (4) リハビリテーション指標

地域においてリハビリが必要な高齢者への支援が行えるよう評価しながら体制整備を進めます。

#### 【実施状況】

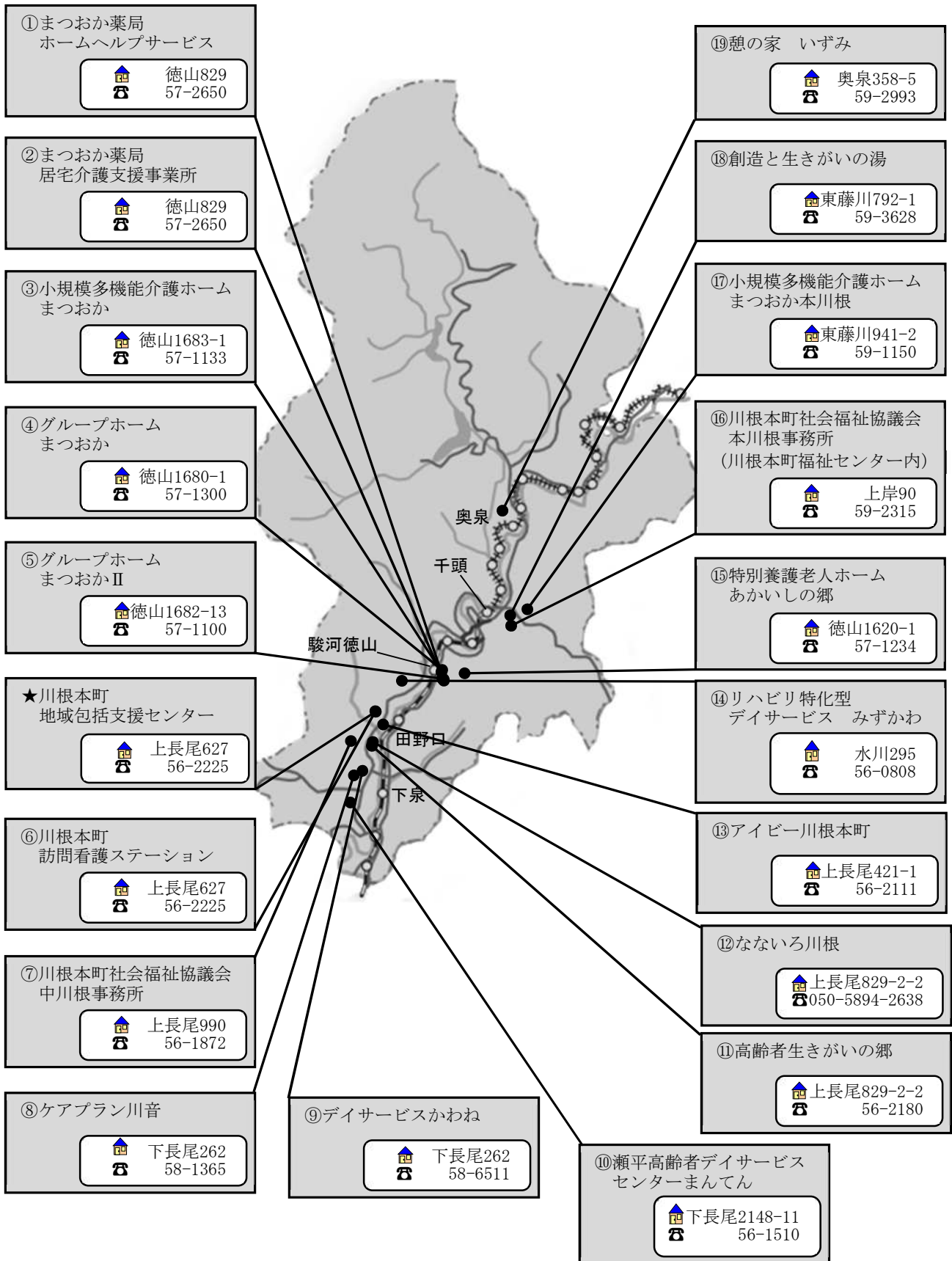
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数（件／年）	計画	4	4	4
	実績	未実施	未実施	1

#### 【計画値】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数（件／年）		4	4	4

## 4. 高齢者福祉施設の整備

### ● 川根本町 高齢者福祉施設マップ





● 町内事業所で受けられるサービスの内容

【介護給付】

	訪問介護	訪問看護	通所介護	短期入所生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援	介護老人福祉施設	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
①まつおか薬局 ホームヘルプサービス	●									
②まつおか薬局 居宅介護支援事業所							●			
③小規模多機能介護ホーム まつおか									●	
④グループホーム まつおか										●
⑤グループホーム まつおかⅡ										●
⑥川根本町訪問看護ステーション		●								
⑦川根本町社会福祉協議会 中川根事務所			●				●			
⑧ケアプラン川音							●			
⑨デイサービスかわね			●							
⑫なないろ川根	●						●			
⑬アイビー川根本町					●	●				
⑭リハビリ特化型デイサービスみずかわ			●							
⑮特別養護老人ホーム あかいしの郷			●	●			●	●		
⑯川根本町社会福祉協議会 本川根事務所			●							
⑰小規模多機能介護ホーム まつおか本川根									●	

【予防給付】

	短期入所生活介護 介護予防	福祉用具貸与 介護予防	特定福祉用具販売 介護予防	小規模多機能型居宅介護 介護予防
③小規模多機能介護ホーム まつおか				●
⑬アイビー川根本町		●	●	
⑮特別養護老人ホーム あかいしの郷	●			
⑰小規模多機能介護ホーム まつおか本川根				●

【その他のサービス】

	総合事業サービス	生きがい対応型 デイサービス
⑩瀬平高齢者デイサービスセンターまんてん	●	
⑪高齢者生きがいの郷	●	●
⑲憩の家 いずみ	●	●

「⑯創造と生きがいの湯」は、心身の健康増進活動の支援及び介護予防並びに生きがいづくりのための施設です

## 資料編

### 1. 計画策定の経過

日付	実施事項	内容
令和5年2月～ 令和5年3月3日	高齢者一般・要支援認定者・ 総合事業対象者調査	川根本町在住の65歳以上773人 有効回収数：538票（69.6%）
		川根本町在住の要支援認定者76人 有効回収数：49票（64.5%）
	川根本町在住の総合事業対象者201人 有効回収数：162票（80.6%）	
	在宅要介護認定者調査	川根本町在住の要介護認定者350人 有効回収数：214票（61.1%）
令和5年8月28日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第1回高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉及び介護保険事業計画の進捗状況について</li> <li>・令和4年度高齢者保健福祉に関するアンケート調査結果報告について</li> <li>・令和5年度の事業計画について</li> <li>・その他</li> </ul>
令和5年11月28日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第2回高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案について</li> <li>・策定スケジュールの変更について</li> <li>・その他</li> </ul>
令和5年12月20日	第1回 川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 本部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について</li> <li>・第3次保健計画・食育推進計画について</li> <li>・第3期子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・第5次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について</li> </ul>
令和6年1月26日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第3回高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案について</li> <li>・パブリックコメント実施について</li> <li>・その他</li> </ul>
令和6年2月2日～ 令和6年2月22日	パブリックコメント	町ホームページ、川根本町役場本庁舎（エントランスホール）等にて閲覧
令和6年3月1日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第4回高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案について</li> </ul>
令和6年3月15日	第2回 川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 本部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について</li> <li>・第3期子ども・子育て支援事業計画に係る調査について</li> <li>・第5次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について</li> </ul>

## 2. 委員名簿

### 【川根本町保健、福祉サービス推進協議会 高齢者福祉・介護保険部会 委員名簿】

No.	職名	氏名	備考
1	医師	田澤 慶次	
2	医師	松葉 秀基	
3	歯科医師	渡邊 克也	
4	区長連絡会長	山下 喜隆	副会長
5	民生委員	榊原 一夫	
6	介護支援専門員	松岡 政臣	
7	介護支援専門員	加藤 真澄	
8	いきいきクラブ連合会会長	諸田 強	
9	町社会福祉協議会事務局長	薮下 和英	
10	特別養護老人ホーム あかいしの郷施設長	澤本 英季	
11	デイサービスかわね代表者	伊藤 くみ子	
12	学識経験者	森 紀代志	会長

(順不同・敬称略) 任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

### 【川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿】

No.	職名	氏名	備考
1	川根本町議会議長	石山 貴美夫	
2	川根本町議会副議長	中澤 莊也	
3	歯科医師	小林 慎介	
4	静岡県中部健康福祉センター所長	土屋 正純	
5	保健事業部会会長	鈴木 淳二	
6	保健事業部会副会長	中村 鈴代	
7	高齢者福祉・介護保険部会会長	森 紀代志	会長
8	高齢者福祉・介護保険部会副会長	山下 喜隆	
9	障がい者福祉部会会長	長塚 誠	
10	障がい者福祉部会副会長	後藤 勝	
11	児童福祉部会会長	森下 洋一	副会長
12	児童福祉部会副会長	八木 朝子	

(順不同・敬称略) 任期：令和5年12月15日～令和7年12月14日

## 3. 用語解説

### あ行

#### アセスメント

課題分析のこと。要介護者等の生活上の課題を明らかにすること。介護支援専門員が中心となって個別的に課題分析を行い、介護サービス計画をたてる。

#### NPO

民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等様々な分野で活躍する民間の営利を目的としない組織をいう。特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められている。

### か行

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、居宅介護支援（介護予防支援）によるサービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村や事業者との連絡調整を行う専門職。

#### 介護保険事業計画

市町村が保険者として介護保険を実施していくために策定する行政計画のこと。介護が必要な高齢者の数の把握、在宅サービスの必要量の算定、提供できるサービス量の把握、介護サービスの基盤整備のための量的な目標の設定、介護保険料の算定等を主な内容としている。

#### 介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、医療や入浴、排せつ、食事等の介護を必要とすることになった人を対象に、これらの人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスの給付を行う制度。

#### 介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。

#### 介護予防サービス

要支援1、要支援2の方が対象。介護サービスの施設サービス以外の居宅サービスとほぼ同じ内容のサービスが受けられる。ただし、介護予防という観点から利用方法が一部変わる。また、地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護がある。

## ケアプラン

要介護者等の心身の状況、環境、本人や家族の希望を踏まえ、利用するサービス等の種類・内容・担当者等を定めた計画のこと。

## 権利擁護事業

高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で判断能力に不安のある人の権利擁護を目的に、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように福祉サービスや介護保険サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理等の援助を行うもの。

## 高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定額を超えた時に、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における標準負担額は含まれない。

## 後期高齢者

75歳以上の人。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合した法律であり、平成18年6月に成立し、12月から施行となっている。高齢者、障がい者全般に、建物、交通機関の移動の円滑化を図ることを目的とした法律。

## 高齢者福祉計画

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送り、社会において積極的な役割を果たし、活躍できる社会の実現を目指し、また要介護状態となっても、高齢者が人としての尊厳をもって、家族や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支援していく社会の構築を目指すことを基本的な政策理念としている。そのために、福祉サービスの基盤整備や質の向上、地域ケア体制の構築等を行う。

## さ行

## 財政安定化基金

市町村保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的とし、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつ拠出して都道府県に設置する。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。

## 作業療法士

手芸や工作、治療的ゲームなどを用いて、応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図る訓練を行う専門職のこと。

## 社会福祉協議会

地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。

## 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消の工事等により、要介護の方の自立を助け、QOL（クオリティ・オブ・ライフ＝生活の質）を高めることを目的とした改修工事を行うサービスで、要した費用の9割（18万円を上限）を支給することにより、在宅の介護を支援する。

## シルバー人材センター

定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、あわせて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。

## 生活支援コーディネーター

地域における助け合い・支え合いの仕組みづくりの調整役を担う人材のこと。地域をより良いものとするために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる役割を担う。

## 生活習慣病

食習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患の総称（肥満、高血圧、循環器病等）。加齢に着目した疾患群を指す成人病とは概念的に異なるが、含まれる疾患の多くが重複する。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障がい者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

## 前期高齢者

65～74歳の人。

### 第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の人。第1号被保険者の保険料は、各市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において支障のある要介護状態になったときは、市町村の認定を経て介護保険サービスが受けられる。

### 第2号被保険者

市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料として徴収して一括して納付する。なお、第2号被保険者のうち特定疾患のため、要支援・要介護状態となった人については市町村の認定を経て介護保険サービスが受けられる。

### 団塊の世代

昭和22～24年（1947～1949年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

### 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

### 地域支援事業

介護予防の視点から創設された事業。これまでの高齢者保健福祉サービス等から移行してきたものも含まれるが、事業内容が拡充されている。

### 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態もしくは要支援状態となることの予防または要介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

### 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う。

## 地域密着型サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるように新たに創設されたサービス。原則としてその市町村の被保険者のみが利用でき、事業者の指導、監督、指定等の権限が市町村にある。

## 調整交付金

国が市町村に交付する基金で、介護給付と予防給付に要する費用の100分の5。その額は、①要介護等の出現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第1号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免等の特殊な場合を考慮して政令で定められている。

## チームオレンジ

診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

## 特定福祉用具

介護に必要な用具で利用者の肌が直接接触れる福祉用具のこと。入浴または排せつに使うポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助用具等厚生労働大臣が定める福祉用具。

## な行

### 認知症

新しいことを学習するのが困難となり、最近のことをよく忘れる。社会的関心が乏しくなり、複雑な行為ができなくなる。思考がまとまらず、しばしば同じことを繰り返すなどの症状を呈し、進行すると、思考や判断力はいつそう低下し、関心や自発性もなくなり、記憶障がいも重度となる。介助がなければ食事、排せつ等身の回りのことができなくなる状態をいう。

### 認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを提示するもの。

### 認知症サポーター

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア。



## は行

### パブリックコメント

公衆（町民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続は、行政が政策、制度等を決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。

### 福祉のまちづくり条例

県民一人ひとりが思いやりの心をもってお互いを尊重しあい、障がい者、高齢者等を含む誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことを目的に制定された静岡県の条例。公布は平成7年10月、施行は平成8年4月。

### フレイル

日本老年医学会が提唱した用語で、『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する」と定義されている。

### ボランティア

自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人。

## ま行

### 民生委員・児童委員

地域において福祉全般の相談に気軽に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握していて、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生労働大臣からの委嘱を受けている。

## や行

### ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

## 要介護者

①要介護状態にある65歳以上の人、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因が脳血管疾患、若年性認知症、がん末期をはじめとする16の特定疾病のいずれかによって生じたものである人。

## 要介護状態

身体または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、3ヵ月から6ヵ月の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて5段階の要介護状態区分のいずれかに該当する人。

## 要支援・要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当すること及びその該当する要支援・要介護状態区分について市町村の認定を受けること。

## 予防給付

要支援と判定された人に対する介護保険からの給付金。ただし短期入所サービスを除いて特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への入所については対象にならない。

## ら行

## 理学療法士

医師の指示のもと、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操や運動、マッサージなどを行い、機能回復訓練を行う専門職のこと。

第10次川根本町高齢者保健福祉計画

第9期川根本町介護保険事業計画

令和6年3月発行

発行 川根本町

静岡県榛原郡川根本町上長尾627

編集 川根本町 高齢者福祉課